

群馬県議会時報

第76巻 令和7年第2回定例会



議長・副議長就任記者会見

群馬県議会事務局

— 目 次 —

議 会 の 動 き

議 会 日 誌	1
第2回定例会	3
議長開会のあいさつ	3
知事の提案説明	5
議長・副議長選挙	5
正副議長就任のあいさつ	8
正副議長退任のあいさつ	10
質疑・一般質問	12
委員会・委員長報告	17
議案審議状況	24
議決事件概要及び結果	25
可決された委員会提出議案	33
請願の議決結果	39
請願の委員会別審査状況	40
閉会中継続審査（調査）特定事件	42
委員会委員名簿	45
議席一覧表	46
議長閉会のあいさつ	47

委 員 会 活 動

県 内 調 査	48
総務企画常任委員会	48
文教警察常任委員会	51
環境農林常任委員会	54
産経土木常任委員会	56
健康福祉常任委員会	59
県 外 調 査	64
健康福祉常任委員会	64
環境農林常任委員会	72
産経土木常任委員会	78
総務企画常任委員会	84
文教警察常任委員会	88
関東甲信越1都9県議会議長会について	95
議員に密着ゼミナール～もっと知りたい政治のハナシ～	96

〈表紙写真〉「議長・副議長就任記者会見」

開会日の5月22日、第99代議長、副議長が選出され、就任記者会見を行いました。

井下議長は就任に当たり、「県民のために、県議会がその役割をしっかりと果たせるように、公平公正で円滑な議会としていきたい」と抱負を述べました。

議 会 の 動 き

議 会 日 誌

月 日	曜	行 事
4月21日	月	県内調査（総務企画）
23日	水	県内調査（文教警察）
24日	木	県内調査（環境農林）（産経土木）
25日	金	県内調査（健康福祉）
5月15日	木	議会運営委員会
22日	木	議会運営委員会 第2回定例会本会議（開会・委員の選任・提案説明）
23日	金	議案調査
24日	⊕	
25日	Ⓜ	
26日	月	議案調査
27日	火	”
28日	水	本 会 議（質疑及び一般質問）
29日	木	” （ ” ）
30日	金	議案調査
31日	⊕	
6月1日	Ⓜ	
2日	月	本 会 議（質疑及び一般質問）
3日	火	議案調査
4日	水	”
5日	木	常任委員会（総務企画）（健康福祉）（環境農林）（産経土木） （文教警察）
6日	金	” { “ } (“) (“) (“) (“)

月 日	曜	行 事
6 月 7 日	⊕	
8 日	Ⓜ	
9 日	月	議 案 調 査
10 日	火	議会運営委員会 特別委員会（防災・減災・治安）（「ヤード」対策等） （スポーツ・文化）（地域支援）
11 日	水	委員会予備日
12 日	木	議会運営委員会 調 整 日
13 日	金	本 会 議（委員長報告・提案説明・質疑・議決・閉会） 常任委員会（総務企画）（産経土木）
7 月 22 日	火	議会運営委員会
23 日	水	常任委員会県外調査（健康福祉）（環境農林）（産経土木）
24 日	木	” （ ” ） （ ” ） （ ” ）
25 日	金	” （ ” ） （ ” ） （ ” ）
29 日	火	常任委員会県外調査（総務企画）（文教警察）
30 日	水	” （ ” ） （ ” ）
31 日	木	” （ ” ）

第2回定例会

議長開会のあいさつ

議 長

須 藤 和 臣



開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、令和7年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には、万障お差し繰りの上、ご参集賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、閉会中においては、各常任委員会における県内調査をはじめ、各般にわたる政務活動など、議会及び議員活動を活発に展開いただきましたことに心から敬意を表します。

さて、本年に入り、県内では4件の豚熱（CSF）が発生しました。畜産業への影響が懸念される中、県当局においては、迅速な防疫体制に取り組んでいただきました。

防疫措置に携わられた関係者の皆さまのご尽力に心から感謝を申し上げる次第です。

今月開催された1都9県議会議長会の議題として「養豚場を豚熱から守るための対策の強化」と題し、現場の声を受け止め、関係機関から意見聴取を行い、具体的な国への要望項目を、7つ程、私より提出いたしました。

7つの要望項目は、高い関心と評価を頂き、協議の結果、全会一致で採択となりました。

今後、国への要望を常任幹事であります東京都より行くと共に、7月開催予定の全国議長の総会に関東ブロックの政策要望として上がってまいります。

全国各都道府県議会と協力し、今後、国に対して支援の拡充や制度改善を要望していく所存です。

また、我が県が誇る温泉については、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す取組が進んでおります。

今年の秋、本県で開催される五県議会議長会議において、講師をお招きし、温泉文化についてご講演いただく準備を進めております。登録に向けた機運の醸成を、他県議会にも働きかけ、全国的な広がりのある取組として強く印象づける場にしたいと計画しております。

一方で、国際的な動向としては、アメリカの関税交渉が我が国の喫緊の課題となっております。本県の基幹産業である自動車産業をはじめ、農業など幅広い分野に影響が及ぶものと懸念しております。

県では、国の対応を注視しながら、販路拡大、資金繰り、そして雇用といった観点から県内の事業者を支援

していく方針とのことであります。

県議会としても、米国の関税の動向を注視し、県執行部並びに関係機関との連携を図り、しっかりこの関税の影響に対処していくことが、今後の重要案件であると認識しており、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

本定例会においても、群馬県民会館の設管条例の廃止の議案や、このエリアの文化振興に関する調査研究の補正予算など、県民の皆様の注目度の高い議案が上程されます。

県政各般にわたる課題解決のために、真摯な議論を通じて、県民福祉の向上に資する確かな答えを導きだしていただければ幸いです。

本会議や各常任、特別委員会における活発な質疑、質問、討論をご期待申し上げ、開会のあいさつといたします。

知事の提案説明

知 事

山 本 一 太



5 月 22 日

令和 7 年第 2 回定例県議会の開会に当たり、提案説明に先立ち、一言申し上げます。

先月、アメリカ・トランプ政権が打ち出した関税政策は、全世界に強い衝撃を与えています。

群馬県経済に対しても、自動車関連産業をはじめとする製造業だけでなく、幅広い産業に非常に大きな影響を与える可能性があります。

そのため、群馬県では、関税政策の発表後、直ちに「群馬県米国関税総合対策本部」を立ち上げ、全庁体制で関税対策に取り組むこととしました。

対策本部では、資金繰り支援などの短期的な影響を最小限にとどめる取組と、相互関税という大きなピンチを、社会構造を変えるチャンスと捉え、デジタル・クリエイティブ産業の振興など、将来にわたって成長するための前向きな取組を進めてまいります。

次に、豚熱に関して申し上げます。

去る 5 月 9 日、県内 13 例目となる豚熱の患畜が確認されました。

防疫措置については、前橋市、JA 前橋市、建設業協会、農村整備建設協会、トラック協会、バス事業協同組合など、関係の皆さまのご協力をいただき、既に完了しております。この場をお借りして、関係の皆さまには感謝申し上げます。

豚熱対策に関しては、これまでも飼養衛生管理の徹底、ワクチン接種、野生イノシシ対策の 3 本柱による手厚い対策を実施し、発生予防に全力を尽くしてきた結果、令和 4 年 9 月から、約 2 年 3 カ月にわたり豚熱の発生を防ぐことができていました。

しかし、令和 7 年 1 月以降、4 例の事案が立て続けに発生してしまい、知事としても強い危機感を抱いています。

そのため、発生要因の分析を踏まえて、飼養衛生管理水準の向上や野生イノシシ対策強化のための、緊急的な対策を実施することとしました。

群馬県としては、農家の皆さまが、安心して養豚業を営むことができるよう、国や市町村、関係機関としっかりと連携を図りながら、再発防止に全力で取り組んでまいります。

養豚農家の皆さまには、これまで以上に、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願い申し上げます。

さて、私は、去る5月1日から5月8日にかけてアメリカのネブラスカ州とインディアナ州を訪問してまいりました。

今回の訪問では、今年1月にインディアナ州知事に就任したマイク・ブローン知事と、日本の都道府県知事として初めて会談しました。

ブローン知事とは、群馬県とインディアナ州の関係強化について意見交換し、トランプ政権下における関税措置を踏まえ、現地に進出している群馬県企業の現状などをしっかりと理解していただきました。

ネブラスカ州では、一昨年の日米中西部会で関係構築ができたジム・ピレン知事と再会し、群馬県とネブラスカ州とのさらなる関係構築と新たな連携の可能性を見いだすことができました。

このほか「ネブラスカ州立大学」の3つのイノベーション拠点である「リンカーン校イノベーションキャンパス」、「メディカルセンター・イノベーションハブ・カタリスト」、そして「ビジネス開発センター」の各関係者と意見交換を行い、州立大学と群馬県との今後の連携の可能性について議論しました。

これらの議論を踏まえ、具体的な連携方策などについて、早速、検討を進めてまいります。

インディアナ州では、ブローン知事との会談に先立ち、トランプ政権下における関税措置について、群馬県企業の現地操業の状況や課題を把握するため、SUBARUの現地法人であるSIA（スバル・オブ・インディアナ・オートモーティブ）や現地に進出している群馬県企業の代表者などとの対策会議を行いました。

その後の会談では、ブローン知事がSUBARUのインディアナ州への貢献を日頃から大変評価してくれていることや、インディアナ州に進出している群馬県企業に大きな関心と期待を寄せていることが分かりました。

また、会談を通じて、ブローン知事との間においても、群馬県とインディアナ州との友好関係をさらに発展させることができると確信しました。

さらに、IEDC（インディアナ経済開発機構）関連機関の関係者と会談し、州の主要産業である製造業の振興戦略や、教育現場におけるデジタルクリエイティブ人材育成の新たな取組について、ヒントを得ることができました。

この議論を踏まえ、インディアナ州と群馬県との新たな連携策について具体的な検討を進めてまいります。

そして、最後の訪問先である、インディアナポリス子ども博物館で開催された歓迎レセプションでは、熱烈的な要望に応じてギターパフォーマンスを披露させていただき、会場から大きな拍手をいただきました。

州政府をはじめとする多くの方々からの心温まる大きな歓迎に、大変感動するとともに、これまで積み重ねてきた関係構築が、実を結んだことを実感しました。

今後も、知事自らが先頭に立ち、自治体独自の地域外交を進め、群馬県の取組を世界に発信し、群馬県の新たな飛躍につなげてまいります。

それでは、本日提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

今回の提出議案は、予算関係2件、事件議案20件の合計22件です。

[予算関係]

はじめに、予算関係についてご説明いたします。

一般会計の補正予算額は、13億7,797万円であり、現計予算額と合算いたしますと、補正後の予算額は8,091億8,901万円となります。

主な内容ですが、まず、県内の公立・私立高等学校等に通学する、年収約910万円以上の世帯の高校生等を

対象に、新たに授業料支援を行うため、予算額を増額しようとするものです。

また、上毛電気鉄道の交通系 IC カード対応に向けて、国や沿線市、上毛電気鉄道と連携し、必要な経費の一部を負担しようとするものです。

このほか、群馬県民会館エリアの利活用を幅広く検討するための基礎調査や、豚熱発生予防緊急対策を実施します。

なお、企業会計については、電気事業会計において、所要の補正を行います。

[事件議案]

次に、事件議案のうち、主なものについて申し上げます。

第106号及び第107号議案は、それぞれ、法令に基づく行政代執行に要した費用を徴収する際の、督促期限及び延滞金について定めようとするものです。

第114号議案は、群馬県民会館の廃止に伴い、当該設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものです。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げました。

何とぞ、慎重ご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、第123号及び第124号議案の監査委員の選任につきましては、事案の性質上、早急にご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

6 月 13 日

本日、追加提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

追加提出議案は、一般会計補正予算 1 件、副知事の選任について 1 件、人事委員会委員の選任について 1 件の合計 3 件です。

まず、予算関係です。

去る 5 月 27 日の閣議決定により増額された地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者を支援いたします。

具体的には、LP ガスを利用する県内の一般消費者等に対して、販売事業者を通じた料金の値引きを実施するとともに、特別高圧電力を使用する中小企業に対し、国の高圧電力支援と同単価で支援します。

次に、「副知事の選任について」であります。

現在、副知事を務めている宇留賀敬一氏が、6 月 17 日をもって退職されますので、その後任者として、大塚康裕氏を選任しようとするものです。

なお、宇留賀氏には、私の最も信頼するパートナーとして、この 6 年間にわたり多大なるご尽力をいただきました。副知事としての功績は枚挙にいとまがなく、ここに改めて深く感謝申し上げます。

また、次を引き継ぐ大塚氏にも、今後の活躍を期待しております。

「人事委員会委員の選任について」につきましては、現在の人事委員会委員である、森田均氏の任期が、6 月 26 日をもって満了となりますので、再任しようとするものです。

以上が、追加提出議案の内容であります。

なお、いずれも、事案の性質上、早急にご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

議長・副議長選挙

須藤和臣議長、金井康夫副議長の辞任に伴い、議長・副議長選挙が実施されました。

選挙の結果、井下泰伸議員が第99代の議長に当選し、伊藤清議員が副議長に当選しました。

議長就任のあいさつ

議 長

井 下 泰 伸



議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度、議員各位のご推挙を賜り、第99代群馬県議会議長に就任いたしました。大任を拝し、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。

群馬県議会の築き上げた長い歴史と伝統を踏まえ、公正で円滑な議会運営に全力で取り組む所存であります。

ウクライナ問題やトランプ関税などの影響もあり、本県を取り巻く情勢は、極めて厳しい状況にあります。国の経済対策や賃上げにより、消費や企業活動の回復に向けた動きが広がりつつありますが、食料品やエネルギー価格の高騰は、県民の暮らしや地域経済に大きな影響を及ぼしております。

また、人口減少への対応や防災・減災対策、医療・福祉の充実や農林業の振興など、県政が取り組むべき課題は山積しています。

これらの課題を解決するため、群馬県議会が果たす役割は極めて重要であり、総力を挙げた取組が求められています。

二元代表制の一翼を担う県議会の議長として、県民の皆さまの負託に応え、議論をより実りあるものとするため、さらなる議会の活性化に取り組んでまいります。

結びに、議員各位、山本知事をはじめとする執行部の皆さま、並びに報道機関の皆さまには、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、就任のあいさつといたします。

副議長就任のあいさつ

副議長

伊 藤 清



副議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度、議員各位のご推挙をいただき、副議長に就任いたしました。伝統ある群馬県議会の副議長という大任を拝し、職務の重要性と責任の重さを痛感しているところであります。

本県においては、物価高騰や人口減少、防災・減災など、さまざまな課題が山積しています。

このような中、県民の声を正しく県政に届け、持てる力を十分に発揮し、県民の皆さまの信頼と期待に応えていくことが、県議会の重要な役割と考えております。

私は、もとより浅学非才の身ではありますが、より一層県民に開かれた議会となりますよう、井下議長を補佐しながら、全力を尽くす所存であります。

議員各位、山本知事、執行部の皆さま並びに報道機関の皆さまには、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のあいさつといたします。

議長退任のあいさつ

須 藤 和 臣

議長の職を辞するに際し、一言退任のごあいさつを申し上げます。

昨年5月の第2回定例会におきまして、議員各位のご推挙を賜り、第98代群馬県議会議長の要職に就任させていただきました。皆さまの温かいご支援、ご協力を賜り、お陰をもちまして、議長としての任を本日まで果たすことができました。厚く御礼申し上げます。

この1年を振り返りますと、昨年6月には、副知事の選任に関して、知事と議会との間で、真剣な議論が交わされました。「雨降って地固まる」との結果となりましたが、改めて、地方議会は二元代表制であるとの認識を深めた出来事でありました。

また、ウクライナ問題やトランプ関税など、国際情勢を揺るがす出来事が連続しており、我が国の経済や国民生活への影響が避けられない状況が続いております。

こうした状況を鑑みますと、地方の実情や意見をしっかりと国に届け、施策に反映させる重要性は、一層高まっていると考えておりました。

8月に群馬県で開催した関東甲信越1都9県議会議長会で本県が提案し、採択された「首都直下地震を想定した広域での避難者の受入れや支援」については、後日、私が内閣府へ要望を行うと共に、東京都とも調整を図ってまいりました。

また、第3回前期定例会で議決された農林水産省関係の2つの意見書と、令和7年第1回定例会で議決されました「手話に関する施策の推進に関する法律（仮称）」の早期制定を求める意見書についても、自ら政府や国会へ出向き、働きかけを行ってまいりました。

さらには、去る5月7日、栃木県で開催された関東甲信越1都9県議会議長会において、私から「養豚場を豚熱から守るための対策強化」について提案を行い、採択いただいたことは、先程も申し上げたところです。

一方で、県民の声に真摯に耳を傾け、その声を県政に反映させていく県議会の役割は、極めて重要であります。

このため、「請願・陳情」につきましては、折に触れ、その十分な活用を県民の皆さまに、お伝えしてきたつもりです。請願は、県民の皆さまが政治に参加できる基本的な権利であり、民主主義の根幹であります。

議会は、その請願を受理し、ジャッジする機関です。今後もそうした仕組みを通じて、県民の声が、行政の施策に、より反映されますことを願っております。

辞任後も、議長在任中の取組が、県民の幸福度向上に資する成果へと結びつきますよう、最善を尽くしてまいります。

結びに、議員各位、山本知事をはじめとする執行部の皆さま、報道機関の皆さまに賜りましたご厚情に深く感謝を申し上げ、退任のあいさつといたします。

副議長退任のあいさつ

金 井 康 夫

副議長の職を辞するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年５月、議員各位のご推挙を賜り、副議長に就任して以来、県政発展のため、須藤議長とともに、円滑で公正な議会運営に努めてまいりました。本日までの重責を無事全うすることができましたのも、議員各位はもとより、山本知事はじめ執行部の皆さま、報道機関の皆さまのご支援、ご協力の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

この１年を振り返りますと、社会はコロナ禍を経て新たな日常が定着し、多様な働き方や地域とのつながりが広がったと実感しております。

一方で、依然としてコメの不足と価格高騰が続き、県民生活や農業に大きな影響を及ぼしています。また、特殊詐欺などの犯罪も後を絶たず、県民が安心して暮らせる環境づくりが求められております。

さらに、トランプ関税や豚熱への対応など、本県に大きな影響を与える課題も山積しています。

私は、副議長在任中の貴重な経験を生かし、これらの課題をはじめ、群馬県のさらなる発展のため、県議会の一員として力を尽くしてまいりましたので、皆さまのより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。退任のあいさつといたします。

質 疑 ・ 一 般 質 問

■ 5月28日 自由民主党 相沢崇文 議員
つる舞う 井田泰彦 議員
自由民主党 森 昌彦 議員
リベラル群馬 鈴木敦子 議員
■ 5月29日 自由民主党 大和 勲 議員
公明党 清水大樹 議員
自由民主党 牛木 義 議員
自由民主党 須永 聡 議員

■ 6月2日 自由民主党 矢野英司 議員
つる舞う あべともよ 議員
自由民主党 入内島道隆 議員
自由民主党 橋爪洋介 議員
■ 6月13日 自由民主党 川野辺達也 議員
つる舞う あべともよ 議員

相沢崇文議員については、令和7年6月26日付で
無所属

5月28日 第1日目



自由民主党
相沢 崇文 議員（桐生市）

- 1 米国関税措置に対する県の対応について
- 2 デジタル・クリエイティブ産業の創出について
- 3 「リトリートの聖地」のあるべき姿と拠点化について
- 4 県土整備プランについて
- 5 幹線道路の整備について
- 6 群馬県民会館について
- 7 副知事人事について
- 8 次期知事選について
- 9 土砂条例違反事案への対応と今後の見通しについて
- 10 上毛電気鉄道の交通系 IC カード導入の背景と今後の課題について



つる舞う
井田 泰彦 議員（桐生市）

- 1 桐生みどり地区20年目の現状について
- 2 桐生厚生総合病院の再整備について
- 3 上毛電気鉄道の利便性向上について
- 4 県の業務委託のあり方について
- 5 知事主導の重点施策とEBPM・ワイズスペンディングの整合について
- 6 県道整備について



自由民主党
森 昌彦 議員（邑楽郡）

- 1 東洋大学板倉キャンパスの跡地利用について
- 2 今後も魅力ある群馬県であり続けるための取組について
- 3 医療体制の強化について
- 4 学校感染症におけるその他の感染症の取扱いについて
- 5 マイナンバーカードと運転免許証の一体化について
- 6 群馬県環境影響評価条例の見直しについて
- 7 地元問題について



リベラル群馬
鈴木 敦子 議員（高崎市）

- 1 高校教員の定員について
- 2 インクルーシブ教育について
- 3 県立高校の未来像について
- 4 公共交通の利便性向上について
- 5 ダークツーリズムについて
- 6 映像クリエイター作品制作支援について
- 7 コミンカコナイカについて
- 8 チャイルド・デス・レビュー（予防のための子どもの死亡検証）について
- 9 ペット繁殖事業者等について

~~~~~ 5月29日 第2日目 ~~~~~



自由民主党  
大和 勲 議員（伊勢崎市）

- 1 知事の米国トップ外交について
- 2 デジタルクリエイティブスクールについて
- 3 県職員の兼業について
- 4 県土整備と群馬の魅力発信について
- 5 1歳児の保育士配置に係る補助制度の拡充について
- 6 水道の老朽化と広域化について





公明党

清水 大樹 議員（高崎市）

- 1 インクルーシブな社会の実現について
- 2 難聴児補聴器購入等支援事業について
- 3 小規模飲食店における合理的配慮について
- 4 スポーツ選手のセカンドキャリアについて
- 5 eスポーツの普及について
- 6 県証紙の見直しについて
- 7 気候変動の影響を踏まえた治水対策について
- 8 産業団地の誘致に伴う交通渋滞の緩和について
- 9 群馬県中小私鉄3社の経営について
- 10 MAITSURU プロジェクトについて



自由民主党

牛木 義 議員（甘楽郡）

- 1 群馬県ニホンジカ適正管理計画（第六期）について
- 2 治山事業の取組について
- 3 豚熱対策について
- 4 こんにゃくの消費拡大について
- 5 群馬県のグリーンイノベーション施策について
- 6 企業版ふるさと納税の利活用について
- 7 屋外作業労働者の健康維持・確保について
- 8 G-WALK+の利活用について
- 9 現代の地域コミュニティ等による地域づくりについて
- 10 防犯対策の推進について



自由民主党

須永 聡 議員（伊勢崎市）

- 1 若者のオーバードーズと薬物依存症対策について
- 2 ダブルケアラーへの支援について
- 3 朝のこどもの居場所づくりについて
- 4 農畜産物のブランド戦略について
- 5 内水面漁業振興について
- 6 TUMO等の導入によるデジタルクリエイティブ人材育成の推進について
- 7 ロケ誘致の推進について

6月2日 第3日目



自由民主党  
矢野 英司 議員（富岡市）

- 1 世界遺産等の魅力発信について
- 2 落雷事故防止について
- 3 県立学校の体育館空調設備整備について
- 4 自動車ヤード条例及び金属盗対策について
- 5 上信電鉄におけるキャッシュレス化の促進について
- 6 こんにゃくの消費拡大に向けた県の取組について
- 7 県道前橋安中富岡線の渋滞緩和について



つる舞う  
あべともよ 議員（太田市）

- 1 トランプ関税対策について
- 2 物価高騰対策について
- 3 ぐんま賃上げプロジェクトについて
- 4 外国人労働者受入れの支援について
- 5 公契約条例の制定について
- 6 朝のこどもの居場所づくりについて
- 7 聾学校児童生徒の通学支援について
- 8 投票率向上への取組について
- 9 有機・循環型農業推進について
- 10 万引き防止対策について



自由民主党  
入内島道隆 議員（吾妻郡）

- 1 草津町の小中学校の児童生徒数の変化について
- 2 半世紀前からしのびよる少子化について
- 3 日本の人口と少子化対策について
- 4 親保険制度の群馬県版の実施について



自由民主党  
橋爪 洋介 議員（高崎市）

- 1 次期知事選について
- 2 温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録について
- 3 金沢碑建立1300年について
- 4 「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会」について
- 5 警察官の採用状況及び人材確保への取組について
- 6 学校と連携した安全対策の推進について
- 7 県道寺尾藤岡線について
- 8 林業労働力の現状と林業従事者確保対策について

6月13日



自由民主党  
川野辺達也 議員（邑楽郡）

- 1 6月補正予算案（追加提案分）について



つる舞う  
あべともよ 議員（太田市）

- 1 特別高圧電力価格高騰対策支援について
- 2 LP ガス利用者負担軽減について

## 委員会・委員長報告

6月13日

### 健康福祉常任委員会



#### 委員長 牛木 義

健康福祉常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、付託議案についてであります。まず、第104号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予算」に関して、生活こども部関係では、高校生等臨時支援金に関し、支給対象者の算出方法及び県内私立学校生に占める支給対象者の割合について質疑されました。

続いて、健康福祉部関係では、生活保護業務システムの改修について質疑されました。

次に、第108号議案「群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例」に関して、西部児童相談所が高崎市から富岡市へ移転することに伴う利用者への配慮について質疑されるとともに、現在の西部児童相談所の今後の利用について当局の見解が質されました。

次に、第122号議案「高崎市の児童自立支援施設に係る事務の受託について」に関して、高崎市児童

相談所の設置に伴い、西部児童相談所で対応していた高崎市の児童に関する事務引継のタイミングや方法のほか、設置後のサポートについて質疑されました。

以上の議論を経て採決した結果、本委員会に付託されました各議案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決・承認すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきまして、お手元に配付の報告書のとおりであります。

このほか、委員会の所管事項に関して、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、生活こども部関係では、

- ・保育士修学資金貸付金の貸付実績や制度の周知方法について
  - ・医療的ケア児等支援センターの運営状況と課題等について
  - ・ケアリーバー支援について
  - ・チャイルド・デス・レビューについて
  - ・保育人材確保と保育所等職員の資質向上について
  - ・米などの食材費高騰に伴う保育所等の施設運営に対する影響について
  - ・児童相談所及び児童福祉施設の防犯対策について
- 次に、健康福祉部・病院局関係では、
- ・県立病院の経営状況と今後の見通しについて
  - ・県内の民間病院に対する経営支援について
  - ・子育て医師向けの保育サポーターバンク事業について
  - ・強度行動障害の現状と取組について

- ・ペット繁殖業者への指導について
- ・民生委員の活動に対する支援や担い手確保のための取組について
- ・生活保護問題に対する監査・指導等について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げます、委員長報告といたします。

## 環境農林常任委員会



委員長 亀山 貴史

環境農林常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、付託議案についてであります。まず、第104号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予算」に関して、環境森林部関係では、無許可盛土に係る応急対策工事に関し、県が行政代執行を行う理由及び応急対策の効果について質されたほか、企業版ふるさと納税を活用した尾瀬の木道の再整備状況及び今後の整備計画について質疑されました。

続いて、農政部関係では、豚熱対策に係る分娩舎・離乳舎の前室整備の補助対象、野生イノシシ対策に係るセンサーカメラの活用方法及び捕獲奨励金の詳細について質疑されました。

次に、第106号議案「土砂条例関係代執行費用徴収条例」に関して、制定の必要性について質されたほか、第118号議案「請負契約の変更」では変更内容について質疑されました。

その他の議案についても慎重に審議の上、採決した結果、本委員会に付託されました各議案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決・承認すべきものと決定いたしました。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、環境森林部関係では、

- ・生物多様性ぐんま戦略について
- ・プラスチックごみ「ゼロ」推進について
- ・群馬県安中総合射撃場について
- ・狩猟の担い手確保について
- ・群馬県の生活環境を保全する条例に関する請願を受けた検討状況について
- ・県立森林公園おうらの森について
- ・フードバンク活動の支援について
- ・大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーション指定管理者の経営状況について

次に、農政部関係では、

- ・豚熱感染経路の究明について
- ・テンサイシストセンチュウに係る対応について
- ・水稻の高温耐性品種について
- ・関東甲信越1都9県議会議長会で採択された豚熱関連の要望書について
- ・イネカメムシによる水稻被害について
- ・「野菜王国・ぐんま」総合対策の要件緩和を求め  
る請願を受けた検討状況について
- ・<sup>グンマ</sup>「Gunma Flower Park +」の料金設定について
- ・内水面漁業の諸課題に対する取組状況について

- ・農林漁業の6次産業化支援について
- ・農地中間管理機構について
- ・遊休農地解消に向けた県内の取組について
- ・碓氷製糸株式会社における繭の収納の現状及び養

蚕農家の担い手育成について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げます、委員長報告といたします。

## 産経土木常任委員会



委員長 斉藤 優

産経土木常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、付託議案についてであります。まず、第104号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予算」及び第120号議案「和解について」に関して、Gメッセ群馬の改修に伴う損失補償について、今回の補償の内容やこれまでの補償の合計金額と今後の見通しについて質疑されました。

また、この補償費用は、原因となったTUMO Gunmaの整備費に含まれるのかどうか、さらには、補償額の上限を定めるなど、新たな補償規定策定の必要性について、当局の見解が質されました。

次に、第105号議案「令和7年度群馬県電気事業会計補正予算」桐生川発電所リニューアル事業に関して、事業の採算の見通しやメリットについて質疑されました。

次に、第121号議案「損害賠償の額を定めること

について」に関して、損害賠償の原因となった工事の内容や契約解除の理由及び、再発防止策について質疑されました。

次に、第115号議案「請負契約の締結について」に関して、契約までの経緯が質され、総合評価落札方式で行った入札に関して、応札者数や、落札者が評価された点について質疑されました。

以上を踏まえ採決した結果、本委員会に付託されました各議案のうち、第104号議案、第115号議案及び、第120号議案は、多数をもって、その他の議案については、全会一致をもって、原案のとおり可決・承認すべきものと決定いたしました。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、産業経済部関係では、

- ・物価高騰に苦しむ中小・小規模事業者への支援について
  - ・中小企業退職金共済の状況について
  - ・ぐんま賃上げ促進支援金について
  - ・産業技術センターにおけるDX支援について
  - ・自動車サプライヤー支援センターについて
  - ・奨学金返還支援制度について
  - ・米国関税措置対応について
  - ・TUMO Gunmaの効果・成果について
- 次に、企業局関係では、
- ・県営ゴルフ場クラブハウス整備について
  - ・東洋大学撤退後の板倉ニュータウンの現状について



- ・ふれあいタウンちよだの販売状況について
- 次に、県土整備部関係では、
- ・河川内伐木や道路除草対策について
- ・総合評価落札方式の現状と課題について
- ・県庁から前橋駅クリエイティブシティ構想について
- ・敷島公園新水泳場の整備状況について
- ・BIM<sup>ビム</sup>の活用と取組について
- ・特定都市河川雨水貯留浸透施設整備費補助について

て

- ・歩道整備の今後の取組について
- ・国道354号板倉バイパス4車線化について
- ・井野川調節池整備の進捗状況について
- ・高崎市綿貫町北交差点改良事業について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして委員長報告といたします。

## 文教警察常任委員会



委員長 松本基志

文教警察常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、付託議案についてであります。まず、第116号議案及び第117号議案「請負契約の締結について」に関して、伊勢崎特別支援学校の新校舎増築工事における、県産材の使用量について質されました。

次に、第119号議案「権利の放棄について」に関して、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸付金に係る債権の現状について確認がなされたほか、遅延損害金の発生の有無について質疑されました。

次に、承第2号「専決処分の承認について」に関

して、沼田高等学校における繰越工事の現在の状況や、エレベーターの設置が遅れていることによる学校運営への影響について質されました。また、県内における信号機の撤去の現状や地元住民に対する周知、高齢者講習の手続の流れや受講人数の推移、吾妻警察署用地購入費の繰越しによる庁舎建設スケジュールへの影響について質疑されるとともに、吾妻警察署新築後における運転免許証の即日交付について要望されました。

以上の議論を経て採決した結果、本委員会に付託されました各議案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決・承認すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、教育委員会関係では、

- ・男女共学の新たな沼田高等学校の開校後の状況について
- ・校務支援システムについて
- ・標準時数を大きく上回る教育課程を編成している学校の割合について



- ・県立高校における「一人一台端末」の現状及び今後について
  - ・保護者から学校へ提出する書類のデジタル化について
  - ・教育職員の研修について
  - ・日本版 DBS で確認できる対象者について
  - ・ALT の採用、身分及び招致予算額の使途について
  - ・県立学校施設の老朽化対策について
  - ・TUMO Gunma、<sup>ツクルン</sup>tsukurun の学校現場への普及について
  - ・小中学校における補聴援助システムの取扱いに係る取決めについて
  - ・Web 出願について
- 次に、警察本部関係では、
- ・県内における山岳遭難の発生状況及び対策について

- ・テロ対処訓練について
- ・外国免許切替の現状及び今後の課題について
- ・横断歩道の新設及び塗り替えについて
- ・暴力団から離脱した者の社会復帰支援対策について
- ・特殊詐欺の現状及び対策について
- ・少年非行の現状及び非行防止対策について
- ・自動車盗の発生状況及び対策について
- ・高速道路における逆走事案について
- ・警察官の人材確保への取組について
- ・SNS に起因する児童生徒の犯罪被害の現状及び被害防止対策について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして、委員長報告といたします。

## 総務企画常任委員会



委員長 高井俊一郎

総務企画常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、付託議案についてであります。まず、第104号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予算」に関して、知事戦略部関係では、上毛電気鉄

道の交通系 IC カード導入の整備費用や維持管理費などについて質疑されました。

次に、地域創生部関係では、第114号議案「群馬県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」と併せて、群馬県民会館の廃止決定に至るまでの経緯や、建物解体の方向性、今後の周辺エリア利活用調査に当たっての「新しい文化拠点」の考え方をはじめとした補正予算の内容など、さまざまな質疑が行われました。

次に、第109号議案「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」及び、第111号議案「群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」に関して、育児部分休業の取得状況や、介護離職防止措置の周知方法などについて質疑されました。

以上の議論を経て、採決した結果、本委員会に付託されました各議案のうち、第104号議案及び第114

号議案については、多数をもって、その他の議案については、全会一致をもって、原案のとおり可決・承認すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきまして、お手元に配付の報告書のとおりであります。

続いて、「[温泉文化]」のユネスコ無形文化遺産への2028年登録を推進することを求める意見書」の発議についてですが、改めて申し上げるまでもなく、「[温泉文化]」は、日本固有の世界に誇るべき文化であります。

しかし、人口減少や後継者不足などにより、温泉地と「[温泉文化]」は、今、危機にさらされています。

「[温泉文化]」を次代へと守り伝えていくことは、地方創生、地域の魅力向上、産業振興にもつながるものであり、その意味でも2028年の「ユネスコ無形文化遺産」に登録されることは、たいへん意義のあることであります。

よって、国において、「[温泉文化]」のユネスコ無形文化遺産への2028年登録が推進されるよう、強く要望するものであり、採決の結果、全会一致をもって本委員会から発議することに決定いたしました。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、知事戦略部関係では、

- ・高校生リバースメンターの募集や選考の考え方に

ついて

- ・デジタルクリエイティブスクール構想の取組内容と目指す方向性について
- ・バーチャルプロダクションを活用した映像素材開発事業の見通しについて
- ・直滑降ストリーム「県議と知事の紅茶懇談」の実施状況について
- ・ぐんまちゃんブランド化の効果検証について
- ・トップ外交の費用や成果について

次に、地域創生部関係では、

- ・「[温泉文化]」のユネスコ無形文化遺産への2028年登録へのスケジュール感について
  - ・博物館の収蔵品管理状況について
  - ・地域づくりの取組状況について
  - ・ザスバ群馬への支援について
- 最後に、総務部関係では
- ・県防災ヘリの年間救助件数及び救助の有料化に関する検討状況について
  - ・投票所のバリアフリー対応への取組状況について
  - ・収入証紙廃止の影響について
  - ・県庁舎地下 ATM 跡地の活用について
  - ・職員録印刷廃止の影響について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして、委員長報告といたします。

## 産経土木常任委員会



委員長 斉藤 優

産経土木常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

第125号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予

算」に関して、特別高圧電力価格高騰対策支援について、上毛電鉄や上信電鉄は支援の対象となるのか、これまでの支援の状況が質されました。

次に、支援対象期間について質され、大企業を対象にせず、中小企業を優先とした理由について当局の見解が質されました。

さらに、今回の補正金額が不足した場合の対応策について質されたほか、電力会社や経済団体を通じて広く周知するとともに、今後は、中小企業だけでなく、大企業も含めて考えるよう要望されました。

以上の議論を経て採決した結果、本委員会に付託されました第125号議案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げます委員長報告といたします。

## 総務企画常任委員会



委員長 高井俊一郎

総務企画常任委員会に付託されました案件の審査

経過と結果について、ご報告申し上げます。

第125号議案「令和7年度群馬県一般会計補正予算」に関して、LPガス利用者負担軽減事業における、申請を増やすための取組や、販売事業者に対する手数料設定の考え方について質疑されました。

以上の議論を経て、採決した結果、本委員会に付託されました、第125号議案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げます委員長報告といたします。

## 議 案 審 議 状 況

第2回定例会において審議された議案の総件数は、知事提出議案が25件、委員会・議員提出議案が4件の計29件でした。

|          |         | 5月22日提出 | 6月13日提出 | 今期提出計 | 5月22日可決 | 6月13日可決 | 今期可決計 | 今期否決計 |
|----------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|-------|-------|
| 知事提出     | 予算案     | 2       | 1       | 3     |         | 3       | 3     |       |
|          | 条例案     | 9       |         | 9     |         | 9       | 9     |       |
|          | 同意      | 2       | 2       | 4     | 2       | 2       | 4     |       |
|          | 認定      |         |         |       |         |         |       |       |
|          | 承認      | 1       |         | 1     |         | 1       | 1     |       |
|          | その他の議案  | 8       |         | 8     |         | 8       | 8     |       |
|          | 小計      | 22      | 3       | 25    | 2       | 23      | 25    |       |
| 委員会・議員提出 | 条例案     |         | 1       | 1     |         | 1       | 1     |       |
|          | 会議規則案   |         | 1       | 1     |         | 1       | 1     |       |
|          | 専決処分の指定 |         |         |       |         |         |       |       |
|          | 意見書案    |         | 1       | 1     |         | 1       | 1     |       |
|          | 決議案     |         |         |       |         |         |       |       |
|          | 要望書案    |         |         |       |         |         |       |       |
|          | その他の議案  | 1       |         | 1     | 1       |         | 1     |       |
|          | 小計      | 1       | 3       | 4     | 1       | 3       | 4     |       |
| 合計       |         | 23      | 6       | 29    | 3       | 26      | 29    |       |

## 第2回定例会議決事件概要及び結果

### ○知事提出議案

※自＝自由民主党、共＝日本共産党、維＝群馬維新の会の略です。

| 番号  | 件 名                                                                   | 概 要                                                              | 討 論              | 議決の態様           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------|
| 104 | 令和７年度群馬県一般会計補正予算（第２号）                                                 | 歳入歳出増額 1,377,969千円<br>歳入歳出総額 809,189,013千円                       | 反対(共,維)<br>賛成(自) | 多数可決<br>(共,維)反対 |
| 105 | 令和７年度群馬県電気事業会計補正予算（第１号）                                               | 債務負担行為 １件                                                        | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |
| 106 | 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例                                     | 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例等に基づき命じた措置の代執行に要した費用の徴収に関し、必要な事項を定めようとするもの | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |
| 107 | 群馬県森林法関係代執行費用徴収条例                                                     | 森林法に基づき命じた行為の代執行に要した費用の徴収に関し、必要な事項を定めようとするもの                     | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |
| 108 | 群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例                                                 | 高崎市による児童相談所の設置に伴い、所要の改正を行おうとするもの                                 | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |
| 109 | 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例                                             | 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの                          | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |
| 110 | 群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例及び群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 | 地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの                            | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |
| 111 | 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例                                        | 仕事と生活の両立支援制度に関する規定を設ける等の改正を行おうとするもの                              | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |
| 112 | 群馬県県税条例等の一部を改正する条例                                                    | 地方税法等の改正に伴う改正等を行おうとするもの                                          | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |
| 113 | 大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                       | 施設名称の変更を行おうとするもの                                                 | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |
| 114 | 群馬県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例                                            | 群馬県民会館を廃止しようとするもの                                                | 反対(共,維)<br>賛成(自) | 多数可決<br>(共,維)反対 |
| 115 | 請負契約の締結について                                                           | 社会資本総合整備（仮称）碓氷川橋上部工製作架設工事                                        | 反対(共)<br>賛成(自)   | 多数可決<br>(共)反対   |
| 116 | 請負契約の締結について                                                           | 令和７年度県立伊勢崎特別支援学校整備新校舎北棟建築工事                                      | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |
| 117 | 請負契約の締結について                                                           | 令和７年度県立伊勢崎特別支援学校整備新校舎南棟増築建築工事                                    | 賛成(自)            | 全会一致<br>可 決     |

| 番号  | 件 名                      | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 討 論            | 議決の態様         |
|-----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------|
| 118 | 請負契約の変更について              | 令和 6 年度県立赤城公園活性化整備赤城 LS 新築建築工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 賛成(自)          | 全会一致<br>可 決   |
| 119 | 権利の放棄について                | 群馬県地域改善対策大学進学奨励費に係る債権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 賛成(自)          | 全会一致<br>可 決   |
| 120 | 和解について                   | 群馬コンベンションセンターの改修に伴う損失補償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 反対(共)<br>賛成(自) | 多数可決<br>(共)反対 |
| 121 | 損害賠償の額を定めることについて         | 小出発電所放水庭ゲート上屋設置工事請負契約解除に伴う賠償金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 賛成(自)          | 全会一致<br>可 決   |
| 122 | 高崎市の児童自立支援施設に係る事務の受託について | 児童自立支援施設に係る事務の受託に伴うもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 賛成(自)          | 全会一致<br>可 決   |
| 123 | 監査委員の選任について              | 議会の議員のうちから選任した監査委員大和勲は、令和 7 年 5 月 21 日に辞任したので、井田泉を後任者に選任する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 賛成(自)          | 多数同意<br>(共)反対 |
| 124 | 監査委員の選任について              | 議会の議員のうちから選任した監査委員川野辺達也は、令和 7 年 5 月 21 日に辞任したので、森昌彦を後任者に選任する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 賛成(自)          | 多数同意<br>(共)反対 |
| 承 2 | 専決処分の承認について              | (1) 令和 6 年度群馬県一般会計補正予算（第 8 号）<br>(2) 令和 6 年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）<br>(3) 令和 6 年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第 2 号）<br>(4) 令和 6 年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第 2 号）<br>(5) 令和 6 年度群馬県収入証紙特別会計補正予算（第 1 号）<br>(6) 令和 6 年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）<br>(7) 令和 6 年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）<br>(8) 令和 6 年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 2 号）<br>(9) 令和 6 年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第 1 号）<br>(10) 令和 6 年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）<br>(11) 令和 6 年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）<br>(12) 令和 6 年度群馬県電気事業会計補正予算（第 4 号）<br>(13) 令和 6 年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）<br>(14) 令和 6 年度群馬県水道事業会計補正予算（第 3 号）<br>(15) 令和 6 年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第 3 号）<br>(16) 令和 6 年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第 3 号）<br>(17) 令和 7 年度群馬県一般会計補正予算（第 1 号） | 反対(共)<br>賛成(自) | 多数承認<br>(共)反対 |



| 番号 | 件名 | 概要                                                                                                                                   | 討 論 | 議決の態様 |
|----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
|    |    | (18) 群馬県県税条例の一部を改正する条例<br>(19) 地方財政法第27条の規定による市町村の負担の変更について<br>(20) 地方財政法第27条の規定による市の負担の変更について<br>(21) 下水道法第31条の2の規定による市町村の負担の変更について |     |       |

## ○令和7年6月13日提出 追加提出議案

※共＝日本共産党の略です。

| 番号  | 件名                    | 概要                                                 | 討 論 | 議決の態様          |
|-----|-----------------------|----------------------------------------------------|-----|----------------|
| 125 | 令和7年度群馬県一般会計補正予算（第3号） | 歳入歳出増額 474,765千円<br>歳入歳出総額 809,663,778千円           |     | 全会一致<br>可 決    |
| 126 | 副知事の選任について            | 副知事宇留賀敬一は、令和7年6月17日に退職するので、大塚康裕を後任者に選任する。          |     | 多数同意<br>(共) 反対 |
| 127 | 人事委員会委員の選任について        | 人事委員会委員森田均は、令和7年6月26日をもってその任期を満了するので、森田均を後任者に選任する。 |     | 全会一致<br>同 意    |



◎令和7年第2回定例会 議決結果（知事提出議案 6/13議決分）

[illegible]

※井下泰伸議員の欄の「議」は議長の略です

※相沢崇文議員については、令和7年6月26日付で無所属



○議員・委員会提出議案

○5月22日提出

| 番号 | 件 名          | 提出委員会・発議者 | 討論 | 議決の態様       |
|----|--------------|-----------|----|-------------|
| 議3 | 特別委員会の設置について | 議会運営委員会   |    | 全会一致<br>可 決 |

○6月13日提出

| 番号 | 件 名                                      | 提出委員会・発議者 | 討論 | 議決の態様       |
|----|------------------------------------------|-----------|----|-------------|
| 議4 | 「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への2028年登録を推進することを求める意見書 | 総務企画常任委員会 |    | 全会一致<br>可 決 |
| 議5 | 群馬県議会会議規則の一部を改正する規則                      | 議会運営委員会   |    | 全会一致<br>可 決 |
| 議6 | 群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例                     | 議会運営委員会   |    | 全会一致<br>可 決 |





## 可決された議員・委員会提出議案

議第3号議案

### 特別委員会の設置について

群馬県議会委員会条例第4条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

| 委員会名称             | 委員定数 | 設置目的                             | 付議事件                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災・減災・治安に関する特別委員会 | 12人  | 防災・減災・治安について、一体的、横断的、集中的に審査を行うため | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災・減災に関すること</li> <li>・ 治安対策に関すること（子どもの安全含む）</li> <li>・ 公共インフラの老朽化対策に関すること</li> </ul>                                                                    |
| 「ヤード」対策等に関する特別委員会 | 12人  | 「ヤード」対策等について、一体的、横断的、集中的に審査を行うため | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ヤード」対策に関すること</li> <li>・ 廃棄物処理に関すること</li> <li>・ 再生可能エネルギー・グリーンイノベーションに関すること</li> </ul>                                                                  |
| スポーツ・文化に関する特別委員会  | 12人  | スポーツ・文化について、一体的、横断的、集中的に審査を行うため  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツの推進に関すること（部活動の地域移行含む）</li> <li>・ 湯けむり国スポ・全スポぐんまに関すること</li> <li>・ 伝統文化の継承・支援に関すること</li> <li>・ 観光振興・情報発信に関すること</li> <li>・ 多文化共生に関すること</li> </ul>      |
| 地域支援に関する特別委員会     | 12人  | 地域支援について、一体的、横断的、集中的に審査を行うため     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業支援・物価高騰対策に関すること</li> <li>・ 公共交通・交通イノベーションに関すること</li> <li>・ 次世代産業（デジタル・クリエイティブ産業）の振興に関すること</li> <li>・ 公契約条例に関すること</li> <li>・ 米国関税対策に関すること</li> </ul> |

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への2028年登録を  
推進することを求める意見書

温泉は、豊かな自然の恵みであり、日本全国の各地域にあって、古より人々の心と身体を癒やしてきた、日本人にとって不可欠な文化である。自然の恵みを生かした温泉は、持続可能なエコシステムであり、多様な泉質による効能は人々の健康を増進する。温泉ではすべての人が平等であり、温泉文化には、日本人の中に流れる SDGs の精神が息づいている。まさに、長い歴史を有する、日本固有の文化であり、世界に誇るべき文化である。

現在、日本国内には約2千9百の温泉地があり、そこには約1万3千もの温泉宿泊施設がある。しかしながら、人口減少や高齢化、後継者不足等により、温泉地とそれを取り巻く「温泉文化」が危機にさらされている。

温泉地を活性化させ、「温泉文化」を次代へと守り伝えるため、多くの温泉・旅館関係者が、温泉の文化的価値が評価され、そして「温泉文化」が2028年のユネスコ無形文化遺産に登録されることを待ち望んでいる。

ユネスコ登録は、温泉地で働く人たちのプライドを醸成し、若者・女性にも選ばれる地方づくりに繋がる。さらに登録を契機とした地域の魅力の再発見は、移住や交流人口の増加など、地方への人の流れを生み出していく。また、温泉を核とする産業全体の裾野が広く、地方経済の牽引役でもあることから、まさに「地方創生2.0」の要であると言える。さらに、外国人旅行者数6千万人・消費額15兆円の2030年政府目標の早期達成に向け、登録は大きな後押しにもなる。

このため、「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への2028年登録を推進することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月13日

群馬県議会議長 井 下 泰 伸

[illegible]

## 群馬県議会会議規則の一部を改正する規則

群馬県議会会議規則（昭和三十一年群馬県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第十三条）
- 第二章 議案及び動議（第十四条—第十九条）
- 第三章 議事日程（第二十条—第二十四条）
- 第四章 選挙（第二十五条—第三十四条）
- 第五章 議事（第三十五条—第四十八条）
- 第六章 発言（第四十九条—第六十三条）
- 第七章 委員会（第六十四条—第七十六条）
- 第八章 表決（第七十七条—第八十七条）
- 第九章 請願（第八十八条—第九十三条）
- 第十章 公聴会及び参考人（第九十四条—第一百条）
- 第十一章 秘密会（第一百一条・第一百二条）
- 第十二章 辞職及び資格の決定（第一百三一条—第一百七条）
- 第十三章 規律（第一百八条—第一百十五条）
- 第十四章 懲罰（第一百六条—第一百二十三条）
- 第十五章 会議録（第二百二十四条—第二百二十七条）
- 第十六章 協議又は調整を行うための場（第二百二十八条）
- 第十七章 議員の派遣（第二百二十九条）
- 第十八章 補則（第二百二十九条の二—第二百三十条）

### 附則

第九条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

- 2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員三人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第十七条中「が連署し」を「が記名し」に、「連署して」を「記名して」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

- 4 投票の効力に係る法第一百八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第五十条第三項中「第一項たゞし書」を「第一項ただし書」に改める。

第六十四条中「場所」の下に「(全ての委員が群馬県議会委員会条例(昭和三十一年群馬県条例第三十号)第十二条の二第二項の規定により委員会に出席する場合は、その旨)」を加える。

第八十四条中「配布」を「配付」に改める。

第一百一条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第一百七条を次のように改める。

(資格決定の通知)

第一百七条 法第二百二十七条第三項において準用する法第一百八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第一百九条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘又はこれら」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第二百二十四条第一項第三号中「出席」を「出席議員」に改める。

第二百二十五条を次のように改める。

(会議録の配布)

第二百二十五条 会議録は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百二十九条の二及び第二百二十九条の三において同じ。)により作成したものを議員及び関係者に配布する。

第十八章中第三百十条の前に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第二百二十九条の二 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第二十条、第四十条第三

項、第八十九条第一項、第九十条第一項及び第二百二十五条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第二百二十九条の三 この規則の規定（第二十八条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

議会に係る手続のオンライン化及び所要の改正を行おうとするものである。

## 群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例（昭和三十一年群馬県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「場所」の下に「（全ての委員が第十二条の二第二項の規定により委員会に出席する場合は、その旨。第二十一条第二項において同じ。）」を加える。

第十二条の二第一項中「から又は」を「若しくは」に改め、「発生等」の下に「又は育児、介護その他やむを得ない事由」を加える。

第二十二条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十六条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

委員会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行おうとするものである。。

## ~~~~~ 請 願 の 議 決 結 果 ~~~~~

第2回定例会において審査された請願の総数は22件でした。

委員会別の審査結果は次のとおりです。

| 委 員 会 名   | 付 託 |    |    | 採択 | 一部採択 | 不採択 | 取下げ | 継続審査 |
|-----------|-----|----|----|----|------|-----|-----|------|
|           | 継続  | 新規 | 計  |    |      |     |     |      |
| 総務企画常任委員会 | 9   |    | 9  |    |      |     |     | 9    |
| 健康福祉常任委員会 | 8   | 1  | 9  |    |      |     |     | 9    |
| 環境農林常任委員会 |     |    |    |    |      |     |     |      |
| 産経土木常任委員会 |     |    |    |    |      |     |     |      |
| 文教警察常任委員会 | 4   |    | 4  |    |      |     |     | 4    |
| 議会運営委員会   |     |    |    |    |      |     |     |      |
| 計         | 21  | 1  | 22 |    |      |     |     | 22   |

(注)「付託・継続」欄は、第1回定例会で結果が保留され、第2回定例会で引き続き審査したものです。



## 請願の委員会別審査状況



## ○総務企画常任委員会

| 番 号 | 件 名                                       | 区 分 |     |    | 意 見        |
|-----|-------------------------------------------|-----|-----|----|------------|
|     |                                           | 採択  | 不採択 | 継続 |            |
| 3   | 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める<br>請願          |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 8   | タクシー営業車両の安全対策に向けての請願                      |     |     | ○  |            |
| 9   | イスラエル軍のガザ大量殺害に抗議し、即時撤退を求め<br>る請願          |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 10  | 「消費税インボイス制度廃止を求める意見書」を政府に<br>送付することを求める請願 |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 11  | 「消費税率５％に引き下げを求める意見書」を政府に送<br>付することを求める請願  |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 12  | 欠陥機オスプレイの飛行中止・撤去を求める請願                    |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 15  | 地方自治法再改正の意見書提出を求める請願                      |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 16  | 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めないことを求める<br>意見書の採択を求める請願 |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 20  | 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める<br>意見書提出に関する請願  |     |     | ○  | (多数をもって決定) |

○健康福祉常任委員会

| 番 号 | 件 名                                              | 区 分 |     |    | 意 見        |
|-----|--------------------------------------------------|-----|-----|----|------------|
|     |                                                  | 採択  | 不採択 | 継続 |            |
| 2   | 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願             |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 11  | 教育格差をなくし、ぐんまの子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための請願＜2項3号＞      |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 12  | 健康保険証の廃止をやめ、マイナ保険証の運用中止をもとめる意見書を提出していただくことを求める請願 |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 13  | 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願     |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 14  | 選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての請願                |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 16  | 子ども医療費助成のペナルティーを新たな措置で復活させないよう求める意見書の提出を求める請願    |     |     | ○  | (多数をもって決定) |

|    |                                            |  |  |   |            |
|----|--------------------------------------------|--|--|---|------------|
| 17 | ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める請願         |  |  | ○ | (多数をもって決定) |
| 22 | 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める請願 |  |  | ○ | (多数をもって決定) |
| 23 | 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書提出を求める請願         |  |  | ○ | (多数をもって決定) |

## ○文教警察常任委員会

| 番 号 | 件 名                                                           | 区 分 |     |    | 意 見        |
|-----|---------------------------------------------------------------|-----|-----|----|------------|
|     |                                                               | 採択  | 不採択 | 継続 |            |
| 2   | 学校給食費の無償化を求める請願                                               |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 3   | 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための政府予算に係る意見書採択についての請願                 |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 4   | 教育格差をなくし、ぐんまの子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための請願<1項、2項1号・2号・4号・5号・6号、3項> |     |     | ○  | (多数をもって決定) |
| 6   | 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択についての請願         |     |     | ○  | (多数をもって決定) |

注：意見欄括弧書きは本会議での採決結果です。

## 閉会中継続審査（調査）特定事件

（令和7年第2回定例会）

### ○総務企画常任委員会

- 第3号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」  
採択を求める請願
- 第8号 タクシー営業車両の安全対策に向けての  
請願
- 第9号 イスラエル軍のガザ大量殺害に抗議し、  
即時撤退を求める請願
- 第10号 「消費税インボイス制度廃止を求める意  
見書」を政府に送付することを求める請  
願
- 第11号 「消費税率5%に引き下げを求める意見  
書」を政府に送付することを求める請願
- 第12号 欠陥機オスプレイの飛行中止・撤去を求  
める請願
- 第15号 地方自治法再改正の意見書提出を求める  
請願
- 第16号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めな  
いことを求める意見書の採択を求める請  
願
- 第20号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調  
印・批准を求める意見書提出に関する請  
願
- 1 新たな重要施策の企画・立案について
- 2 情報発信について
- 3 デジタル技術の利活用の推進について
- 4 グリーンイノベーションの推進について
- 5 交通イノベーションの推進について
- 6 地域外交について
- 7 総合行政の推進について
- 8 自主財源の伸長について
- 9 公有財産の有効活用・維持管理について
- 10 危機管理・防災対策について
- 11 市町村の振興について

- 12 地域振興について
- 13 移住、定住及び外国人活躍推進について
- 14 芸術文化の振興と文化づくりの推進について
- 15 スポーツの振興について

### ○健康福祉常任委員会

- 第2号 健康保険証の廃止をしないよう求める意  
見書を政府に送付することを求める請願
- 第11号 教育格差をなくし、ぐんまの子どもたち  
にゆきとどいた教育をすすめるための請  
願〈2項3号〉
- 第12号 健康保険証の廃止をやめ、マイナ保険証  
の運用中止をもとめる意見書を提出して  
いただくことを求める請願
- 第13号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやか  
な批准を求める意見書の日本政府への提  
出についての請願
- 第14号 選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求  
める意見書の提出についての請願
- 第16号 子ども医療費助成のペナルティーを新た  
な措置で復活させないよう求める意見書  
の提出を求める請願
- 第17号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・  
介護施設への支援拡充を求める請願
- 第22号 医療機関の事業と経営維持のための診療  
報酬の再改定、補助金等の財政支援措置  
を求める請願
- 第23号 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤  
回を求める意見書提出を求める請願
- 1 県民生活・消費者行政・県民防犯の推進につ  
いて
- 2 県民の自発的な活動との連携について
- 3 人権・男女共同参画政策の推進について

- 4 私学振興・児童福祉について
- 5 少子化対策・青少年健全育成の推進について
- 6 保健・医療・福祉の総合調整について
- 7 社会福祉・社会保障の充実について
- 8 保健医療対策の充実について
- 9 食品の安全確保・安心の提供について
- 10 生活衛生対策の充実について
- 11 県立病院の充実について

### ○環境農林常任委員会

- 1 環境対策について
- 2 林業振興対策について
- 3 食料・農業・農村振興対策について
- 4 農林漁業災害対策について

### ○産経土木常任委員会

- 1 中小企業の振興について
- 2 企業誘致の推進について
- 3 デジタル関連産業の振興について
- 4 スタートアップ支援について
- 5 労働者支援と労働環境整備について
- 6 雇用対策の推進について
- 7 観光物産の振興について
- 8 eスポーツ・クリエイティブ産業の振興について
- 9 MICE 推進・イベント産業の振興について
- 10 道路・橋梁の整備促進・維持管理について
- 11 河川・砂防対策の促進について
- 12 ハッ場ダム周辺地域の生活再建について
- 13 都市・建築・住宅・下水対策について
- 14 災害復旧対策について
- 15 公営企業の推進について

### ○文教警察常任委員会

- 第2号 学校給食費の無償化を求める請願
- 第3号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための政府予算に係る意見書採択についての請願

- 第4号 教育格差をなくし、ぐんまの子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための請願〈1項、2項1号・2号・4号・5号・6号、3項〉

- 第6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択についての請願

- 1 教育施設の整備促進について
- 2 教育体制の確立について
- 3 社会教育の推進について
- 4 学校体育・保健について
- 5 警察体制の確立について
- 6 警察署等の整備促進について
- 7 交通事故防止対策について
- 8 災害救助対策について
- 9 高齢者犯罪対策について

### ○防災・減災・治安に関する特別委員会

- 1 防災・減災に関すること
- 2 治安対策に関すること（子どもの安全含む）
- 3 公共インフラの老朽化対策に関すること

### ○「ヤード」対策等に関する特別委員会

- 1 「ヤード」対策に関すること
- 2 廃棄物処理に関すること
- 3 再生可能エネルギー・グリーンイノベーションに関すること

### ○スポーツ・文化に関する特別委員会

- 1 スポーツの推進に関すること（部活動の地域移行含む）
- 2 湯けむり国スポ・全スポぐんまに関すること
- 3 伝統文化の継承・支援に関すること
- 4 観光振興・情報発信に関すること
- 5 多文化共生に関すること

### ○地域支援に関する特別委員会

- 1 中小企業支援・物価高騰対策に関すること

- 2 公共交通・交通イノベーションに関する事
- 3 次世代産業（デジタル・クリエイティブ産業）の振興に関する事
- 4 公契約条例に関する事
- 5 米国関税対策に関する事

#### ○議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の開催に関する事
- 2 会期に関する事

- 3 会議における質問者の数、時間及び順序並びに緊急質問に関する事
- 4 委員その他役員の各党派又は会派の割り振りに関する事
- 5 常任委員会の調査に関する事
- 6 特別委員会の設置及び廃止に関する事
- 7 議長の諮問に関する事
- 8 その他議会運営上必要とする事項に関する事

## 委員会委員名簿

(令和7年6月13日現在)

| 委員会名                           | 委員長        | 副委員長      | 委員                                                                                                            |
|--------------------------------|------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務企画常任委員会<br>(10人)             | 高井俊一郎 (自)  | 矢野英司 (自)  | 井田 泉 (自) 水野俊雄 (公) 金井康夫 (自)<br>本郷高明 (リ) 井田泰彦 (つ) 相沢崇文 (自)<br>宮崎岳志 (維) 丹羽あゆみ (自)                                |
| 健康福祉常任委員会<br>(10人)             | 牛木 義 (自)   | 今井俊哉 (自)  | 久保田順一郎 (自) 星名建市 (自) 大和 勲 (自)<br>金沢充隆 (つ) 鈴木敦子 (リ) 鈴木数成 (自)<br>大沢綾子 (共) (欠員1名)                                 |
| 環境農林常任委員会<br>(10人)             | 亀山貴史 (自)   | 水野喜徳 (自)  | 橋爪洋介 (自) 後藤克己 (リ) 須藤和臣 (自)<br>川野辺達也 (自) 栗野好映 (つ) 須永 聡 (自)<br>(欠員2名)                                           |
| 産経土木常任委員会<br>(10人)             | 斉藤 優 (自)   | 追川徳信 (自)  | 狩野浩志 (自) あべともよ (つ) 酒井宏明 (共)<br>安孫子 哲 (自) 薬丸 潔 (公) 大林裕子 (自)<br>森 昌彦 (自) 中島 豪 (自)                               |
| 文教警察常任委員会<br>(10人)             | 松本基志 (自)   | 入内島道隆 (自) | 星野 寛 (自) 金子 渡 (つ) 伊藤 清 (自)<br>加賀谷富士子 (リ) 秋山健太郎 (自) 松本隆志 (自)<br>清水大樹 (公) (欠員1名)                                |
| 議会運営委員会<br>(13人)               | 須藤和臣 (自)   | 秋山健太郎 (自) | 狩野浩志 (自) 橋爪洋介 (自) 水野俊雄 (公)<br>あべともよ (つ) 金井康夫 (自) 金子 渡 (つ)<br>大和 勲 (自) 川野辺達也 (自) 本郷高明 (リ)<br>矢野英司 (自) 相沢崇文 (自) |
| 防災・減災・治安に<br>関する特別委員会<br>(12人) | 久保田順一郎 (自) | 松本基志 (自)  | 井田 泉 (自) 水野俊雄 (公) あべともよ (つ)<br>須藤和臣 (自) 加賀谷富士子 (リ) 高井俊一郎 (自)<br>秋山健太郎 (自) 宮崎岳志 (維) 今井俊哉 (自)<br>(欠員1名)         |
| 「ヤード」対策等に<br>関する特別委員会<br>(12人) | 星野 寛 (自)   | 斉藤 優 (自)  | 安孫子 哲 (自) 薬丸 潔 (公) 川野辺達也 (自)<br>本郷高明 (リ) 井田泰彦 (つ) 森 昌彦 (自)<br>矢野英司 (自) 鈴木数成 (自) 松本隆志 (自)<br>大沢綾子 (共)          |
| スポーツ・文化に<br>関する特別委員会<br>(12人)  | 橋爪洋介 (自)   | 大林裕子 (自)  | 酒井宏明 (共) 大和 勲 (自) 入内島道隆 (自)<br>亀山貴史 (自) 鈴木敦子 (リ) 栗野好映 (つ)<br>水野喜徳 (自) 中島 豪 (自) (欠員2名)                         |
| 地域支援に関する<br>特別委員会<br>(12人)     | 狩野浩志 (自)   | 相沢崇文 (自)  | 星名建市 (自) 後藤克己 (リ) 金井康夫 (自)<br>金子 渡 (つ) 金沢充隆 (つ) 牛木 義 (自)<br>追川徳信 (自) 須永 聡 (自) 丹羽あゆみ (自)<br>清水大樹 (公)           |
| 図書広報委員会<br>(10人)               | 大林裕子 (自)   | 亀山貴史 (自)  | 金沢充隆 (つ) 追川徳信 (自) 鈴木敦子 (リ)<br>丹羽あゆみ (自) 今井俊哉 (自) 水野喜徳 (自)<br>清水大樹 (公) 中島 豪 (自)                                |
| 基本条例推進委員会<br>(12人)             | 星野 寛 (自)   | 矢野英司 (自)  | 金井康夫 (自) 薬丸 潔 (公) 大和 勲 (自)<br>川野辺達也 (自) 加賀谷富士子 (リ) 入内島道隆 (自)<br>相沢崇文 (自) 秋山健太郎 (自) 栗野好映 (つ)<br>中島 豪 (自)       |

※ (自) は自由民主党、(つ) はつる舞う、(リ) はリベラル群馬、(公) は公明党、(共) は日本共産党、(維) は群馬維新の会を表します。

※委員会等名欄の ( ) 内の数字は、定数を表します。

※相沢崇文議員については、令和7年6月26日付で無所属

# 議 席 一 覧 表

(令和7年6月13日現在)

E 列

|  |      |
|--|------|
|  | 井田 泉 |
|--|------|

1 2

|       |       |       |      |         |
|-------|-------|-------|------|---------|
| 星名 建市 | 橋爪 洋介 | 狩野 浩志 | 星野 寛 | 久保田 順一郎 |
|-------|-------|-------|------|---------|

3 4 5 6 7

|       |       |
|-------|-------|
| 水野 俊雄 | 後藤 克己 |
|-------|-------|

8 9

D 列

|  |  |      |      |
|--|--|------|------|
|  |  | 大和 勲 | 伊藤 清 |
|--|--|------|------|

1 2 3 4

|       |       |       |       |      |
|-------|-------|-------|-------|------|
| 須藤 和臣 | 安孫子 哲 | 金井 康夫 | 井下 泰伸 | 藥丸 潔 |
|-------|-------|-------|-------|------|

5 6 7 8 9

|      |        |       |  |
|------|--------|-------|--|
| 金子 渡 | あべ ともよ | 酒井 宏明 |  |
|------|--------|-------|--|

10 11 12 13

C 列

|  |  |  |       |        |
|--|--|--|-------|--------|
|  |  |  | 相沢 崇文 | 高井 俊一郎 |
|--|--|--|-------|--------|

1 2 3 4 5

|      |      |       |  |        |
|------|------|-------|--|--------|
| 森 昌彦 | 斉藤 優 | 松本 基志 |  | 川野辺 達也 |
|------|------|-------|--|--------|

6 7 8 9 10

|       |         |       |  |  |
|-------|---------|-------|--|--|
| 井田 泰彦 | 加賀谷 富士子 | 本郷 高明 |  |  |
|-------|---------|-------|--|--|

11 12 13 14 15

B 列

|  |  |  |       |       |
|--|--|--|-------|-------|
|  |  |  | 追川 徳信 | 矢野 英司 |
|--|--|--|-------|-------|

1 2 3 4 5

|        |       |      |        |       |
|--------|-------|------|--------|-------|
| 入内島 道隆 | 大林 裕子 | 牛木 義 | 秋山 健太郎 | 亀山 貴史 |
|--------|-------|------|--------|-------|

6 7 8 9 10

|       |       |  |  |  |
|-------|-------|--|--|--|
| 金沢 充隆 | 鈴木 敦子 |  |  |  |
|-------|-------|--|--|--|

11 12 13 14 15

A 列

|  |        |      |       |
|--|--------|------|-------|
|  | 丹羽 あゆみ | 中島 豪 | 水野 喜徳 |
|--|--------|------|-------|

1 2 3 4

|       |       |       |      |       |
|-------|-------|-------|------|-------|
| 今井 俊哉 | 松本 隆志 | 鈴木 数成 | 須永 聡 | 清水 大樹 |
|-------|-------|-------|------|-------|

5 6 7 8 9

|       |       |       |  |
|-------|-------|-------|--|
| 宮崎 岳志 | 栗野 好映 | 大沢 綾子 |  |
|-------|-------|-------|--|

10 11 12 13

演 壇



## 議長閉会のあいさつ

議 長 井 下 泰 伸

閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、ただ今をもちまして、上程された全ての案件を議了し、ここに閉会の運びとなりました。

議員各位をはじめ、執行部並びに報道機関の皆さまのご協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

今期定例会では、まず、一般質問において、米国の関税措置が本県の基幹産業である自動車産業をはじめ、農業など幅広い分野に影響が及ぶものと懸念されていることを踏まえ、県の今後の対応について議論が交わされました。

予算関係では、今年1月以降に、豚熱が4件、立て続けに発生している状況を踏まえ、その発生予防に係る緊急対策や、県民会館エリアの利活用を幅広く検討するための基礎調査を行う経費、さらには本日、追加議案として提出された、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援などの補正予算を議決しました。

加えて、県政が直面する重要な課題に対応するため、4つの特別委員会が新たに設置され、早速、活発な議論が展開されました。

また、本日は、副知事選任の人事案に同意し、県執行部の新たな体制の準備が整いました。

県議会といたしましては、本県が抱えるさまざまな課題に対し、県執行部と真剣に議論を重ね、よりよい群馬づくりに真摯に取り組んでまいり所存でありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

長期予報では暑さの厳しい夏になるとのことでございます。ご参集の皆さまにおかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分にご留意のうえ、県民のためにますますご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会のあいさつといたします。

# 委員会活動

## 県内調査

### 総務企画常任委員会



高崎芸術劇場

- 1 期 日 令和7年4月21日(月)
- 2 調査場所 ◎災害派遣用移動式トイレ（高崎市）  
◎群馬交響楽団（高崎市）
- 3 出席委員 亀山委員長、松本(隆)副委員長、  
酒井、安孫子、薬丸、大和、  
井田(泰)、高井、鈴木(敦)、  
今井の各委員

#### 4 調査の概要

◎災害派遣用移動式トイレ（高崎市 / 観音山ファミリーパーク内）

日本全国において自然災害が多発する中で、被災地でのトイレ問題が顕在化している。具体的には、断水等でトイレ不足が生じると、水分の摂取を我慢するなどして体調を崩し、避難所等での災害関連死

の増加のおそれがあり、令和6年1月に発生した能登半島地震でも、改めて必要な数のトイレの確保が課題となっている。

県では、令和5年3月に災害派遣用トイレトレーラーを導入し、上記の能登半島地震での派遣など、課題解決のための取組を進めており、さらに令和6年度には、費用の一部にクラウドファンディングを活用した補正予算によりトイレコンテナを3台導入し、県内3箇所の県立公園などに設置した。

このトイレコンテナは、平時は公衆トイレとして運用されているが、災害発生時には、概ね1～2時間程度で県内35市町村へ派遣が可能となっており、今後は群馬県避難ビジョンに基づき進められている、簡易・携帯トイレの確保と合わせて避難所のトイレ環境の改善が期待されている。

については、今後の危機管理・防災対策に係る取組の参考とするため、トイレコンテナの運用方法や状況などについて調査を行った。

## (1) 概要説明

### ア 説明会場

観音山ファミリーパーク

### イ 説明者及び出席者

危機管理課長

(県側出席者)

危機管理監

### ウ 委員外議員出席者

松本（基）議員、中島議員

### エ 説明内容

説明資料により、コンテナ導入趣旨、設置状況、特徴などについて説明

答：運搬にあたりジャッキアップするときは、いったんジャッキが横に広がってからリフトアップされるため、問題ない。なお、リフトアップには相当な電力が必要となるため、太陽光蓄電では難しく、別途電力供給が必要となる。

問：コンテナの後ろに別途タンクのようなものがあるがこれは何か。

答：循環式の機構でありトイレ使用のたびにし尿の水分量が増えるため、余分を溜めておくタンクである。こちらを接続することで汲み取りせずとも4,000回の使用が可能である。

問：浄化機能を使うことで、4,000回分のトイレ使用ができるとのことだが、4,000回使用後はどうなるのか。

答：汚物の汲み取りと給水を行えば、再び使用可能となる。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

## (2) 視察の状況



トイレコンテナの説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：上部に太陽光パネル設置とのことだが、電気は何に使われているのか。

答：トイレ使用後の便器の洗浄や、内部の照明、浄化装置を作動させるためなどに使われている。なおフル充電であれば、日照がなくても3日くらいは使用可能。

問：コンテナ横にジャッキがあるが、運搬用トラックが入る場合、邪魔にならないか。

### 【所感・意見・感想など】

#### ○安孫子委員

一見、お洒落で可愛い倉庫のような外観で、言われなければトイレとは多分誰も気が付かない、それが第一印象でした。導入の趣旨や平時は公衆トイレとして観音山ファミリーパーク、木暮組スポーツパーク赤城、ぐんまこどもの国に3台整備されていて、災害時に移動して使用する取組は、効率性の良さや平時から使用することにより取扱いに慣れておけるなど、避難所のトイレ環境の改善に大きく寄与すると思います。

設備も、移動時は付属のジャッキを利用するためユニック無しのトラック（4t）で移動できるため災害時に適しており、特に評価した点は浄化装置により1度の給水（1t）で4,000回の使用が可能なことや、再生可能エネルギー蓄電システムが搭載されているため、商用電源がなくても運用可能な点は優れた設備であると感じました。

最後に、全国で数多く普及されることにより価格が下がれば、より多く災害派遣用移動式トイレを県

内に設置できると思いました。

### ◎群馬交響楽団（高崎市）

群馬交響楽団（群響）は、地方オーケストラの草分け的存在であり、1945年の創立からの80年間、定期演奏会や移動音楽教室などにより、群馬県の芸術文化の振興に大きく寄与してきた。2019年には活動拠点を高崎芸術劇場に移し、さらなる演奏活動の飛躍・向上を目指して活動している。

群響では、令和3年度から令和7年度までの5カ年間において、群響改革プランに基づき「日本一の地方オーケストラを目指す」ことを目標に、「楽団の更なるレベルアップ」及び「安定的・継続的な楽団運営」に取り組んでおり、県では、運営費や各種演奏活動への補助など、経営安定化に向けた支援を行っている。

ついては、芸術文化の振興と文化づくりの推進に関して、今年創立80周年を迎える群馬交響楽団の現状と今後の取組について調査を行った。

## (1) 概要説明

### ア 説明会場

高崎芸術劇場

### イ 説明者及び出席者

群馬交響楽団事務局長、高崎芸術劇場副館長  
（県側出席者）

地域創生部長、文化振興課長

### ウ 委員外議員出席者

松本（基）議員、中島議員

### エ 説明内容

説明資料により、群馬交響楽団及び高崎芸術劇場の現状について説明

## (2) 視察の状況



高崎芸術劇場大劇場の説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：群響として、リハーサル室は、年間何日くらい使用しているのか。

答：芸術劇場の大劇場でコンサートを行う際の使用が中心で、年間40日くらいとなる。

問：大劇場で群響のコンサートが行われる際、ステージ上が反響板で囲われるとのことだが、どのように設置されるのか。

答：ステージは天井高が約31mあり、高さ14mの反響板を引き上げても収まる大きさとなっている。使用しないときは、天井から吊り下げられた状態で客席から見えない位置に上がっており、コンサートの際は下ろして設置する。

問：大劇場の客席は座りやすく感じるが、どのような工夫があるのか。

答：座席面のウレタンを通常の1.5倍の分量とし、座り心地を向上させているほか、前後の幅も約92cmと通常よりも広めで、また配置も1列ごとに千鳥状になっており、前の人と頭が重ならないよう工夫されている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

### 【所感・意見・感想など】

#### ○鈴木（敦）委員

群馬交響楽団（群響）は、戦後間もない1945年11月に創設され、文化芸術の力で戦後復興を目指して

活動してきた「地方オーケストラの草分け」として広く知られています。定期演奏会や特別演奏会のほかに、子どもたちを対象にした移動音楽教室や高校音楽教室、公民館での演奏など、各地に出向いて地域に根差した活動を積極的に行っており、音楽ファンのすそ野を広げてきたと言えます。まさに「県民の宝」であり、山本知事が「群馬県のかげがえのない財産」と称えるのも尤もでしょう。一方で、2021年度～2025年度は「群響改革プラン」を掲げ、楽団のさらなるレベルアップや安定的・継続的な楽団運営に取り組んできたそうです。年間200日以上も演奏を披露する中で、今年は創立80年の節目に合わ

せ、全5回にわたる「ベートーヴェン交響曲全曲演奏会」も開催されます。

また、2019年から高崎市の高崎芸術劇場に本拠地が移ってからは、音響設備が大きく向上したことで、各団員の「音」に対する意識が一層高まったとのこと。劇場の特長を生かしながら、楽団全体だけでなく個々の団員にスポットを当てた演奏会や、団員自身がプロデュースする演奏会などさまざまな企画が行われています。これからも「群馬の誇り」として、さらなる活躍が期待されます。20年後の100周年が今から楽しみです。

## 文教警察常任委員会



沼田高等学校

- 1 期 日 令和7年4月23日(水)
- 2 調査場所 ◎沼田高等学校（沼田市）
- 3 出席委員 大林委員長、矢野副委員長、橋爪、星名、水野(俊)、金子、川野辺、本郷、斉藤、相沢の各委員

- 4 調査の概要
- ◎沼田高等学校（沼田市）

新沼田高等学校は、「沼田高校・沼田女子高校統合に係る基本的な方向性」に基づき「沼田・利根地区新高等学校の基本構想」に沿った整備を進め、高いレベルの進学を目指す新高等学校として、令和7年4月1日に開校した。



設置場所は旧沼田高等学校校地であり、全日制課程の普通科のほか、定時制課程を設置している。

生徒数は633人で、うち今年度の入学者は200人（男子101人・女子99人）、2学年は214人（男子111人・女子103人）、3学年は219人（男子117人・女子102人）である。なお、学級数は1学年5学級、2学年6学級、3学年7学級となっている。

当校は、「高く理想を掲げ、主体的に真理を探究する精神を養い、多様な視点を持って新たな時代を切り拓いていくための資質・能力を育成する」ことを教育目標とし、豊富な選択科目のある「進学重視型単位制」を採用している。

また、特色ある教育内容を実現するための施設として、既存校舎等の充実を図り、図書館を核とした最新のICT機器を備えた学びの発信基地であるメディアラーニングセンターのほか、生徒主役の探究活動を育むための講義室や共同学習に最適なフレキシブルラーニングエリアの整備を行っている。

さらに、部活動については、統合前から両校の間で交流を促進し、地域と連携しながら高い競技力と豊かな人間性を育成し、一部は全国大会や関東大会で活躍している。

ついては、同校を訪問し、教育内容や施設整備状況について調査を行った。

## (1) 概要説明

### ア 説明会場

メディアラーニングセンター

### イ 説明者

校長、教頭、事務長ほか

### ウ 説明内容

教育目標や教育課程、施設紹介など

## (2) 視察の状況



メディアラーニングセンターで説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：旧沼田高校及び旧沼田女子高校での学校生活を体験している2年生及び3年生の、新たな学校での雰囲気はどうか。

答：旧沼田高校の男子校文化、旧沼田女子高校の女子校文化というものがあり、これからどのように融合していくのかといった心配はあるが、男女で牽制しつつも楽しい雰囲気を醸成しつつあると感じている。

問：あらゆる場所が学びの場となるという新しい形態の教育方法を模索するということであるが、そのためにはそれなりの予算をかけて建物全体の空調を整備する必要があると考えている。また、屋外で木材を活用している箇所は数年後には修繕が必要になると思うが、長期にわたり使用することができるような素材を使うなどの工夫も必要であると考えている。これらは学校にというよりも教育委員会へのお願いとなる。

なお、教員も新しい教育を生徒に提供するためには、これまでのような授業スタイルから脱却していくことが必要であると考えている。生徒は中学校までにさまざまな教育スタイルにより学んでいることから柔軟に対応できることが想像できるが、教員、特に他校から異動した教員は戸惑うことが想定される。このような教員の対応策として、スキルアップのために教員間で共有

していることや、大切にしていることなどがあれば教えていただきたい。

答：教育目標や教育ビジョンにおける目標などを目指すための方法はいろいろとあると思うが、学びの場ということは生徒のみならず教員も同じであり、教員にも試行錯誤していただきたいと伝えている。

例えば電子黒板であれば、1年生は既に小中学校で慣れ親しんでいるが、教員の中には使い方がわからず、生徒に教えてもらいながら使用している者もいる。他にもプログラミングや課題探求などは生徒が小中学校で積み上げてきているので、教員が生徒から学ぶ姿勢も大切であると考えている。

問：2年生及び3年生は男女別のため授業数が多くなり、美術などについては教員の負担が増加しているのではないかなと思うがどうか。

答：非常勤職員等により対応を行っているが、負担が増加している教員もいると思う。

問：北毛地域において、これまで私立高校などに進学を希望していた生徒が、沼田高校に志望校を切り替えるといった傾向は見受けられるか。

答：以前よりは沼田高校を選択肢の一つとして検討しているように感じている。

問：科目選択例に「美術系大学受験を目指す選択例」があるが、過去5年間の大学合格実績には美術大学への進学実績はない。これは新しい発想による選択例ということか。

答：旧沼田高校では選択科目に美術はなかったため、当面は旧沼田女子高校で美術を選択していた生徒が選択することとなると思う。

問：選択科目例の「美術系大学受験を目指す選択例」の中に「美術2」という科目があるが、各学年において芸術系の科目は設定されているのか。

答：1年生は必修科目として音楽又は美術を選択することとなっており、現在の1年生200人のうち、音楽は160人、美術は40人が選択している。2年生以降は専門的に学ぶ科目として選択

できるようになっている。なお、美術室には美術用の専門の机や椅子を40セット用意したところである。

問：スムーズな統合に向けて、これまでどのような取組を行ってきたのか。また、統合後の課題はどうか。

答：生徒の不安感を取り除くための方策として、旧沼田高校と沼田女子高校の生徒や教員が合同で行う行事や職員会議などを複数回開催したことにより、4月からスムーズな学校運営をスタートすることができたと感じている。

なお、1年生は最初から男女共学としてスタートしているが、2年生や3年生はこれから時間をかけて共学に馴染ませるために、授業以外にも男女での対話や、お互いの意見を交わすことが大切であると考えている。

問：旧沼田高校のOB会や旧沼田女子高校のOG会との関係はどうか。

答：柔軟に対応していただいている。

問：1年生が使用している机と2～3年生が使用している机が異なるように見えたが、これはICT教育に対応するためか。

答：現在、教室数に対してクラスが多くなっているため、一部は旧校舎を活用しているが、旧校舎では合併前の学校で使用していた机を使用している。学年で分けているわけではない。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

#### 【所感・意見・感想など】

##### ○星名委員

今回の文教警察常任委員会月いち委員会の調査は、今年（令和7年4月1日）開校したばかりの、新しい県立沼田高等学校に伺いました。

初めに当校の目玉施設であるメディアラーニングセンター（図書館を核に最新ICT機器を備えた学びの発信基地）で、校長から概要の説明を詳細にいただきました。

伝統ある沼高・沼女の統合は、とても興味深かつ



たので楽しく聞かせていただきました。教育内容については豊富な選択科目のある「進学重視型単位制」を採用しているとのことでした。

座学の後、施設見学を行いました。教室の他には廊下という概念はなくフレキシブルで、どこでも自由に勉強や会話や休憩ができ、とても開放的な感

覚が心地よかったです。県立高校という硬さがなく、これからの公立高校の方向性のようなものを感じました。

まさに目からウロコの機会を与えていただいた大林委員長・矢野副委員長に感謝を申し上げて、調査の所感といたします。

## 環境農林常任委員会



県立妙義公園「第四石門」前

- 1 期 日 令和7年4月24日(木)
- 2 調査場所 ◎県立妙義公園（富岡市、甘楽郡下仁田町）
- 3 出席委員 牛木委員長、追川副委員長、久保田、狩野、あべ、金井、宮崎、水野(喜)の各委員

#### 4 調査の概要

##### ◎県立妙義公園（富岡市、甘楽郡下仁田町）

「紅葉に映える妙義山」は、そのほとんどが妙義荒船佐久高原国定公園内に位置し、石門群で知られる奇勝部分が県立公園となっている。

石門群から妙義神社まで山腹を巡る中間道と呼ばれる登山道は、比較的軽装で楽しむことができ、近

年の登山ブームもあり、多くの登山客が訪れている。

県では、山岳地域の自然環境を保全し、安全で安心に登山を楽しんでもらうよう、各地で登山道の整備を行っている。

また、県立公園の利用者から登山道施設の破損情報などを収集するため、「県立公園通報システム」を試行しているほか、県内各地の山岳関係者をメンバーとした「登山道整備ワーキンググループ」を立ち上げ、登山道の持続可能な維持管理の仕組みを検討している。

妙義山では、令和5年の台風の影響により土砂流出があり、「第四石門」付近で登山道が一部通行止めとなっていたが、令和6年6月に通行止めが解除

となった。

については、環境対策の観点から、妙義山登山道の整備状況等について調査を行った。

## (1) 概要説明

### ア 説明者及び出席者

富岡市世界遺産観光部観光交流課課長補佐  
県環境森林部自然環境課自然公園活性化推進  
室係長

(県側出席者)

環境森林部参事(環境政策課長)、自然環境  
課長

### イ 説明内容

資料等により、環境対策に係る事業概要や取  
組について説明

## (2) 視察の状況



「第四石門」前の整備状況を調査する様子

### 【主な質疑】

問：落石防護柵は土石流があった時のままか。

答：そのままである。柵の土台が土石流で押し出された状態である。

なお、この防護柵は落石を受けるもので、土石流に対応するものではない。

問：岩はこの柵の網の下を通ってきたのか。

答：そうである。令和2年の落石時に上に残っていた岩が土石流とともに押し出された。

問：落石防護柵設置にかかる費用はどのくらいか。

答：設計を含めると7～8千万円ほどである。登山道にレールを敷いて資材を運び、小さい重機を組み立てて工事を行った。山岳地域のため、運搬費がかなりかかる。

問：土台が流れている防護柵の柱は直さないのか。

答：落石に加え、土石流に対応する防護柵を作るとかなり費用がかかる。一般的な県道であれば、安全に完全な形に戻さないと行けないが、ここは観光ルートの一つ。どこまで安全性を求めていけばいいのか難しい課題だと思っている。

問：土台がなく斜めのままだと景観上、不安を覚える。柱の土台だけでもコンクリート等で固めることはしないのか。そこまで費用はかからないのではないか。

答：地元の自治体と復旧の方法を考えていきたい。

問：落石防護柵の予算は県か。

答：県と国(環境省)の補助金である。

問：今回の土石流は災害なので、国の補助はでないのか。

答：生活用道路等であれば国土交通省が所管しているので、災害査定で補助がでるが、今回の現場は環境省が所管しており、環境省は災害という考えがなく、交付金を取って整備することになる。また、自然環境課の事業が公共事業に当たらないため、一般事業として、その都度財政課と協議し、予算を取りながら進めている事業になる。安全に通れるよう考えながら整備を進めていきたい。

### 【所感・意見・感想など】

○水野(喜)委員

4月24日環境農林常任委員会にて月いち委員会が開催されました。まず、県立妙義公園内の富岡市妙義ビジターセンターにおいて妙義山大型模型を使用し、妙義公園の概要の説明があり、白雲山、金洞山、金鶏山を表妙義、その他の連山を裏妙義とし、それら全てを総称し、妙義山としての説明を受けました。また、館内にはVRゴーグルを使用し

た登山体験もできるほか、妙義山登山の拠点となる整備がなされていることを確認しました。三階展望ラウンジからの絶景も目を見張るものがありました。

次に、令和5年の台風により土砂流出のあった「第四石門」まで実際に行き現地を確認いたしました。「第四石門」までは石門入り口から登山しましたが、途中の行程はチェーンを使用した急峻な地形もありながらも比較的軽装での登山も可能な経路でした。「第四石門」までは概ね30分ぐらいで子ども

から年配者、上級者まで幅広い方に対応していることも印象的でした。この日も平日ながら多くの登山者の姿もありました。

土砂流出の現場は「第四石門」のすぐ下、東屋のあった場所で当時の現況を残しつつ、迂回してもらうようになっておりました。多くの方の登山利用のある場所なので今後の整備状況をしっかりと県と協議してまいります。

## 産経土木常任委員会



TUMO Gunma

- 1 期 日 令和7年4月24日(木)
- 2 調査場所 ◎TUMO Gunma (高崎市)  
ツーム グンマ  
◎県道南新井前橋線第4工区 (北  
群馬郡榛東村)
- 3 出席委員 松本(基)委員長、  
鈴木(数)副委員長、星野、後藤、  
井下、伊藤、金沢、清水の各委員
- 4 調査の概要  
◎TUMO Gunma (高崎市)  
群馬県では、クリエイターやクリエイティブ

企業に選ばれる「クリエイティブ拠点化」を目指し、その最初の政策として、デジタルスキルを備え新たな価値を創造するデジタルクリエイティブ人材の育成拠点として、令和4年3月にツクルン グンマ クリエイティブ ファクトリー- tsukurun-GUNMA-CREATIVE FACTORY-を設置した。

群馬県のデジタルクリエイティブ人材育成の更なる拡充・発展を図り、群馬県の「クリエイティブ拠点化」の実現のために、アルメニア共和国で開発され、世界各地で展開される、国際的に評価の高い人

材育成プログラムを群馬県にアジアで初めて導入するとともに、tsukurun TAKASAKI を併設し、小学生も利用することができる施設として、本年夏の開設に向けて準備を進めている。

ついては、デジタルクリエイティブ人材の育成について、現地調査を行った。

## (1) 概要説明

### ア 説明会場

TUMO Gunma メインルーム

### イ 説明者及び出席者

戦略セールス局長、(株)snark 取締役

(県側出席者)

e スポーツ・クリエイティブ推進課長、クリエイティブ人材育成室長

## (2) 視察の状況



TUMO Gunma で説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：どのようなイメージで TUMO Gunma のデザインを行ったのか。

答：自由でいろいろな体制で、いろんな場所で学習できるように考えた。大きな塊を削って、居場所を作るようなイメージを持っていた。

問：tsukurunTAKASAKI と TUMO Gunma で場所の棲み分けはあるのか。

答：場所で分けるということはない。受付場所どちらを利用するかを確認することとなる。

問：保護者が理解しやすい広報が必要となると思うが。

答：何が学べるか、どのように役立つかをわかりやすく理解できるようにしたい。

問：運営のスタッフは何人か

答：コーチングスタッフは20人。本部のあるアルメニアで研修を行いスキルを身につけることとなる。

問：県内で20回の出張 tsukurun を行ったということだが、継続して行うことが必要と考えるが。

答：20回は同一カ所ではなかった。経験をしてもらう、きっかけ作りとなるよう行った。

問：TUMO Gunma は教育として捉えて良いのか。

答：放課後の学び、将来の夢の実現のための場所と捉えている。tsukurun TAKASAKI では文科省の DX ハイスクールを活用しており、教育的視点は大きい。

問：椅子や机など、独特のデザインや色使いだが。

答：デザインや材質、色など本部アルメニアから指定がある。

問：吹き抜けになっている箇所もあり、小学生が利用する場合危険ではないか。

答：危険箇所と認識しており、防護柵等の措置を講じる予定である。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

### 【所感・意見・感想など】

#### ○金沢委員

7月に正式オープンを予定している TUMO Gunma の調査を行った。TUMO はアルメニアの若者たちに、自分たちの才能を伸ばす機会を提供することを目的として設立され、世界レベルのデジタル技術や芸術に関する講座などを中高生に対して無料で提供している。世界各地に拠点を展開しているが、アジアでは日本が初めての導入となる。

TUMO Gunma は、群馬県が目指すデジタル・クリエイティブ産業の育成に向けて、それらを担う人材育成の拠点としての役割が期待されている。中



高生は無料で利用が可能で3Dモデリング、ゲーム開発、グラフィックデザイン、アニメーション、プログラミング、2DCG、モーショングラフィック、映像制作の8つの分野のプログラムを体系的に学ぶことができ、年間で9,400人の利用を見込んでいる。まずは、施設の意義やコンセプトをしっかりと周知・PRすることで、ぜひ多くの中高生に利用してもらいたい。

また、サテライト施設となるTUMO Boxが、令和8年度に伊勢崎市にオープンする予定となっている。今後は県内どこに住んでいても同様の機会が得られるよう、サテライト施設の展開も重要な課題だと考える。

#### ◎県道南新井前橋線第4工区（北群馬郡榛東村）

一般県道南新井前橋線は、榛東村の南新井を起点とし前橋市に至る道路で、起点付近には防災拠点である自衛隊の駐屯地及び榛東村役場があり、災害時における被災地への救命救助や支援物資輸送などの災害支援活動として使用される重要な路線である。

当該事業区間は、防災拠点から駒寄スマートインターへのアクセスが悪く、狭い道路が多い地域であるため、防災インフラとして脆弱な状態になっている。

本事業において、両側に歩道を設けたバイパス道路を整備することで、防災拠点から駒寄スマートインター及び国道17号上武道路へのアクセス向上を図り、強靱な道路ネットワークの構築を目指している。

1期～3期工区は既に開通しており、現在4期工区に着手し、用地の取得が完了した箇所から順次改良工事を進めており、令和8年度の完了を予定している。ついては、一般県道南新井前橋線の整備に向けた現地の状況を確認するため、現地調査を行った。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

県道南新井前橋線工事敷地内

##### イ 説明者及び出席者

渋川土木事務所所長

(県側出席者)

県土整備部技監、道路整備課長

#### (2) 視察の状況



工事概要について説明を受ける様子

#### 【主な質疑】

問：事業費はどれくらいか。

答：現在行っている4期工区は約32億円で、令和8年度完成予定である。1期、2期の合計で約24億円、3期は約14億円かかっている。

問：県道高崎安中渋川線と交差するこの場所の工事概要はどのようなか。

答：県道が交差する交差点改良工事であり、道路の工事は来年度着手する予定である。現在行っている工事は、交差する川の護岸工事を行っている。

問：用地は確保されているのか。

答：ご協力をいただき、全て用地は確保してある。建物等の移転がまだ終わっていない箇所が残っている。

問：自衛隊の車両が通っているようであるが。

答：相馬ヶ原駐屯地へのアクセス道路であり緊急輸送道路に指定されている。現在の道路は幅員が狭く人家が連担しており、災害発生時には支障を来す恐れがある。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

#### 【所感・意見・感想など】

○伊藤委員

災害レジリエンスNo.1の実現に向けて、「災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築」を掲げる道路整備について、県道南新井前橋線を月いち委員会で調査してまいりました。

都市直下型地震や激甚災害が想定されるなか、陸上自衛隊相馬駐屯地より緊急車両が出動される現道は、狭隘で一般車両や通行者に支障をきたしております。

県道南新井前橋線バイパスは計画延長L=5.35km

で、既に1期工区～3期工区が開通し現在4期工区が着工中であり令和8年度の完成を目指しております。

本バイパス整備により、防災拠点と関越自動車駒寄スマートICを結ぶ災害時にも機能する強靱な道路ネットワークが構築され、周辺道路の安全確保や生活環境の改善、高速道路へのアクセス向上による地域経済の活性化が望まれますので、早期完成が期待されています。

## 健康福祉常任委員会



群馬県こころの健康センター

- 1 期 日 令和7年4月25日(金)
- 2 調査場所 ◎群馬県こころの健康センター（前橋市）  
◎群馬県立精神医療センター（伊勢崎市）
- 3 出席委員 秋山委員長、須永副委員長、井田(泉)、加賀谷、森、入内島、栗野、大沢、中島の各委員

### 4 調査の概要

#### ◎群馬県こころの健康センター（前橋市）

群馬県こころの健康センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定める「精神保健福祉センター」及び「精神科救急情報センター」としての事業を行っている

「精神保健福祉センター」としては、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談や指導、知識の普及を図ることを目的に、電話・メール・面接相談な

ど相談及び各種支援事業、普及開発及び人材育成事業、精神保健福祉手帳制度など精神保健福祉に係る事業を行っている。また、総合的にこころの健康対策を行っており、「依存症相談拠点」、「ひきこもり支援センター」、「自殺対策推進センター」の3つの併設機能がある。

「精神科救急情報センター」としては、平成13年度にこころの健康センター内に設置され、平成16年1月には全国に先駆け、県内の精神科3次救急を一元的に対応するための組織とされた。3次救急として精神障害により生命的危機がある、自傷・他害のおそれのある状態の方への対応を行っており、保護された警察署や検察官・刑務所等矯正施設の長などからの通報を365日・24時間対応で受け付け、措置診察を実施して、医療が必要な場合に入院・通院治療等につなげている。

ついては、保健・医療・福祉の総合調整、保健医療対策の充実の観点から、群馬県こころの健康センターの調査を行った。

## (1) 概要説明

### ア 説明会場

別棟会議室（敷地内）

### イ 説明者及び出席者

所長、相談援助第一係長、相談援助第二係長  
（県側出席者）

健康福祉部長、健康福祉部副部長（兼）福祉局長、健康福祉課長、障害政策課長、精神保健室長

### ウ 委員外議員出席者

薬丸議員

### エ 説明内容

群馬県こころの健康センターでの取組等について資料により説明

## (2) 視察の状況



あいさつをする秋山委員長

### 【主な質疑】

問：依存症の中には、酒・ギャンブル・薬物・その他多様にあると思うが、依存症と判断する基準はあるか、また、どのように決めるのか。

答：基準は変化してきているということはあるが、例えば酒でいえば、毎日酒を飲む、酒で失敗したことがあるなどの基準項目があり、それらを満たしているかで重症度を判断している。最終的には医師が判断することで依存症となる。国際基準やアメリカの基準に基づいて判断しているケースが多い。

問：どのくらいの方が依存症から更生・脱却しているか。

答：正確ではないが、アルコール依存の場合は適切な医療を受け、自助グループ参加などの道筋をたどれば、その後の快復率は30%から40%と言われている。ただし、自身が依存症であることを自覚することが重要で、そこをきちんと道筋に繋げていくことが我々の仕事である。

問：低年齢化傾向にあるゲーム依存症とeスポーツ振興との関係をどう考えるか。

答：ゲームへののめり込みすぎや偏りすぎは予防する必要があるが、ゲームをすることでのメリットもあることから、ゲームとは上手に付き合っていくという認識である。

eスポーツとは連携し、情報共有を図りながら



対応している。

問：ひきこもりからの回復は難しいと思われるが、回復率はどの程度か、また、本人のエネルギーが衰退している状況において、ひきこもりになる前の段階で察知する方法はあるか。

答：本人も家族等の周辺の人も、なぜひきこもりになったのかわからない状況にある。ただ、気づくのは難しいが、家族が早めに気づきサポートできれば早めの回復が見込まれると感じている。回復期間は数か月単位でなく、年単位で考える必要がある。

問：依存症の対応について、市町村の取組や対応に差があるとのことだが、県全体として、どのように助言・指導など行いながら進めているのか。

答：取組に消極的な市町村もある。本庁が主体となるが、属人的に働きかけを行う、また、制度の趣旨を周知する形で働きかけるなど、これらを両輪として取組を進めることが重要である。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

#### 【所感・意見・感想など】

##### ○入内島委員

一般的に障害者と言われている人たちは身体障害・知的障害・精神障害と分けられているが、身体障害が436万人、知的障害が109万人に対して精神障害は614万人とその割合が多く、近年増加傾向にある。

また、精神障害があり日常生活に支障がある場合に精神障害者福祉の対象となるが、さらに予備軍として精神疾患を有する層が相当数いて、医療の対象者となっていることも留意すべき点である。

今回の視察はこの精神障害に対応している群馬県こころの健康センターの視察である。

当センターは「精神保健福祉センター」及び「精神科救急情報センター」としての役割を担っている。

「精神保健福祉センター」

①自殺対策推進センター

②引きこもり支援センター

③依存症相談拠点

「精神科救急情報センター」

①精神科3次救急の対応

②精神保健のアウトリーチ活動（相談、訪問、支援会議）

といった業務を行っている。

しかし、当センターで全てが完結できるわけではなく、市町村の前向きな取組が求められている。というのも、現在の入院医療中心体制から地域生活中心体制への移行方針が出されているからである。それは精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように包括的なケアシステムの構築という理念によるものである。つまり、それは障害者に対する社会の障害を取り除くことに他ならない。

#### ◎群馬県立精神医療センター（伊勢崎市）

群馬県立精神医療センターは、昭和33年に県立高崎療養所として開設され、以後、昭和40年に県立高崎病院に改称、昭和45年に現在地へ移転し県立佐波病院として発足、平成9年に県立精神医療センターと改称し、現在に至っている。

群馬県では、精神科救急情報センター（こころの健康センター内）を中心に、警察及び県内精神科病院等の連携・協力による「精神科3次救急システム」が整備されており、当該センターはその基幹病院として、通報等による救急全体の約6割の入院受入れを行っている。また、平成15年に全国に先駆け「精神科救急専門病棟」を導入し、現在2病棟85床を整備、重症治療・リハビリ・思春期対応等の病棟機能と連携し、多職種によるチーム医療を展開し、入院治療から退院・地域移行支援、退院後の地域ケアまで一貫した医療モデルを構築している。さらに、「司法精神医療」として検察庁・裁判所や保護観察所等と連携し、司法鑑定の中核機関及び医療観察法に基づく入院・通院医療機関としての役割を果たしている。

当該センターの取組は、精神医療分野に留まら

ず、医療現場と行政・司法等の関係機関とが一体となった社会の安全・安心と人権を守るための先進的な取組であり、「群馬モデル」として発信されている。

つについては、保健医療対策の充実、県立病院の充実の観点から、県立精神医療センターの調査を行った。

## (1) 概要説明

### ア 説明会場

群馬県立精神医療センター大ホール

### イ 説明者及び出席者

院長

(県側出席者)

健康福祉部長、健康福祉部副部長(兼)福祉局長、健康福祉課長、障害政策課長、精神保健室長、病院局長、参事(経営戦略課長)

### ウ 委員外議員出席者

薬丸議員

### エ 説明内容

群馬県立精神医療センターでの取組等について資料により説明

## (2) 視察の状況



群馬県立精神医療センターで説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：ECT（電気痙攣療法）の対象者はどのような患者か。

答：統合失調症、うつ病を患う方に対して実施して

おり、主に薬物療法で十分な効果を示さない方に対し行われている。

問：精神疾患患者で拘束する方は減っているか。

答：院内で「行動制限最小化委員会」を組織して、減らすべく努力している。薬の効果もあるが、拘束をしない方法を皆で考え、対策を講じた結果、実際に減っている。

問：医療観察法病棟は地域の患者も受け入れているか。

答：入院は厚生労働省の地域機関である厚生局が調整しており、県内の対象者が優先となっている。

問：医療観察法病棟のセキュリティチェックは全員に実施しているか。また、どのような方が患者への面会が可能か。

答：セキュリティチェックは当院スタッフを除き外部から建物に入る方すべてに実施している。また、患者への面会は、当院で把握している家族、弁護士、法務局所属の社会復帰調整官に限られている。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

### 【所感・意見・感想など】

#### ○森委員

群馬県では、精神科救急情報センターを中心に「精神科3次救急システム」が整備され、県立精神医療センターが基幹病院として全救急の約6割を受け入れている。同センターは、全国に先駆け「精神科救急専門病棟」を導入し、多職種によるチーム医療で、入院治療から退院・地域移行支援、退院後の地域ケアまで一貫した支援を実施。また司法機関とも連携し、医療観察法に基づく医療を担っている。これらの取り組みは精神医療分野にとどまらない先進的な取組であり、「群馬モデル」として発信されている。

施設内では、医師や看護師等の職員が、患者一人一人に寄り添いながら、尊厳を持って接している姿勢が印象的であった。また、多職種連携による包括的な医療が実践されており、このような専門機関の

存在が果たす役割の大きさを改めて認識した。

今後も、保健医療対策や県立病院の充実等といった観点から、県立精神医療センターが構築した群馬モデルなどを参考とし、引き続き調査研究に取り組んでまいりたい。

# 県外調査

## 健康福祉常任委員会



福井県庁

- 1 期 日 令和7年7月23日(水)～25日(金)
- 2 調査場所 ◎福井県庁（福井県福井市）  
◎石川県老人福祉施設協議会（石川県金沢市）  
◎独立行政法人国立病院機構金沢医療センター（石川県金沢市）  
◎学校法人金沢医科大学（石川県河北郡内灘町）  
◎国立大学法人富山大学和漢医薬学総合研究所（富山県富山市）
- 3 出席委員 牛木委員長、今井副委員長、久保田、大和、鈴木(数)、鈴木(敦)、金沢、大沢の各委員

#### 4 調査の概要

##### ◎福井県庁（福井県福井市）

福井県では、子育て支援を地域の強みとして位置づけ、「ふく育県」というブランドを立ち上げています。「在宅育児家庭への手当支給」や「ふく育タ

クシー」などの特徴的な取組がみられる。また、子育て世帯への支援策を統合し、県内外に向けて積極的な情報発信を行っており、テレビCMやSNS広告を通じた、子育て環境の魅力を伝える取組も特徴的である。

また、幼児期（保育所・幼稚園・認定こども園）と児童期（小学校）の教育が一体的に関わる仕組みの実現に向け、子どもの学びをつなぐものとして、架け橋期スタートカリキュラムを含む幼小接続カリキュラムを県下すべての小学校で実践している。

ついては、子どもの学びを含めた先進的な子育て支援の取組の調査を行った。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

福井県議会 議事堂2階 大会議室

##### イ 説明者

健康福祉部副部長（こども未来課）、義務教

育課

(県側出席者)

生活こども部長、生活こども課長、こども・子育て支援課長、政策推進室長

ウ 説明内容

資料に基づいて、子育て施策の県内外への情報発信を含めた「ふく育県」の子育て支援に関して、幼児期と児童期の学びをつなぐ取組及び子育て支援について説明が行われた。

## (2) 視察の状況



子育て支援の説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：こども施策にはどの程度の費用をかけているか。

答：令和7年度では、53億円の予算を確保している。

問：ふく育タクシーを利用できるエリアはどの範囲か。

答：登録事業者による登録台数による。すべてのタクシー会社が登録しているわけではない。県内全域が対象となっているが、一部カバーできていないエリアもある。ふく育タクシー利用者が優先されるようなことはないが、個人宅の住所も登録されており、ふく育タクシーのプラットフォームに連絡してもらえば、登録事業者の中から対応可能なタクシーが配車される仕組みになっている。

問：こども施策の充実に関しては、知事と副知事のどちらの影響が大きいのか。

答：両者であるが、副知事が新たに就任する以前か

ら知事もこども施策に積極的であった。当事者の意見を聞く取組を行うようになったことが充実していった理由かと思う。

問：ふく育応援プロジェクトでのアンケートとはどのようなものか。

答：12,000人のこどもからアンケートをとった。

小・中・高校は、教育委員会の協力を得て行い、大学は別のツールを使って行った。また、意見交換を行い、生の声を聞いた。

問：ふく育さん（ベビーシッター）の民間委託はどのような方法か。

答：県が入札（プロポーザル方式）を行い、1社と契約を結んでいる。1社が複数事業者を束ねている。

問：福井県内での女性の正社員率が高いのは、こうした福利厚生面が充実していることが理由と考えているが、県内企業の経営者にそうした意識が徹底されていたりするのか。

答：知事・副知事が旗振り役となっており、経済界のトップが集まるような場の資料に組み込み、男性の育休促進などについての説明をしているので、経営者に浸透していると思われるので、男性県職員の育休取得率も100%となっている。

問：男性育休促進企業奨励金事業における利用企業数や予算規模はどの程度か、また、課題はあるか。

答：1社で複数の奨励金を受けとっている場合もあるが、246件の支払実績がある。令和7年度予算額は、1億9,000万円弱となっている。

現段階で課題はないが、奨励金申請書の書き方がわかりにくいとの意見があり、社労士協会に委託し、就業規則の改正等について支援をしている。

問：健康福祉部と教育委員会が連携し、幼小接続の取組が実現しているきっかけや背景は何か。

答：正直、わからないが、昔から小・中・高校教員の縦の連携が強かった。群馬県よりも少ない適度な人口規模も影響しているかもしれない。政



策立案は健康福祉部が行い、教員等への研修は教育委員会が担うような役割分担となっている。

【所感・意見・感想など】

○大和委員

【ふく育県の子育て支援について】

福井県では、日本一幸福な子育て県「ふく育県」を掲げ、ゆりかごから巣立ちまで切れ目ない支援を実施している。様々な支援策の説明があったが、印象に残ったのは「男性育児促進奨励金事業」で、企業に奨励金を支給していることである。また、「子どもさんふくいプロジェクト」では、二人目以降の子を手厚く支援している。

ふく育タクシーの運行にあたっては、補助金を支給するのではなく、県の子育て研修を受講し認定を受けたドライバーによる運行が行われることで、安心感を保護者に与える制度設計となっている。

【幼小接続の取組について】

幼小接続の取組について、8年前、個人的にフォーラムに参加し、その後に視察している内容について再確認することができた。過去に一般質問として取り上げている自身の感想として、教育委員会内に幼児教育スタッフを増員して取り組む必要があると感じている。未就学児に対しては、どの施設に通園していてもしっかりと小学校との接続を見越した教育支援が必要と感じている。

◎石川県老人福祉施設協議会（石川県金沢市）

令和6年1月1日16時10分、能登半島地震の発生により、石川県を中心に大きな被害が生じた。

災害時は、医療期間や福祉施設等の関係機関が連携し、人的及び物的支援、被災者や被災施設入所者の広域的受入など、様々な対応がとられた。

については、災害対応の参考とするため、石川県老人福祉施設協議会において、高齢者施設の視点から、高齢者の避難、医療と福祉の連携等の介護現場の対応など被災施設及び支援施設双方の状況を調査するとともに、独立行政法人国立病院機構 金沢

医療センターにおいては、医療機関の視点から、被災地からの患者等受入れや災害派遣医療チーム（DMAT）等支援チームとの連携状況を調査した。

(1) 概要説明

ア 説明会場

石川県社会福祉会館 3階 F会議室

イ 説明者

石川県老人福祉施設協議会会長、各副会長  
(県側出席者)

生活こども部長、生活こども課長、健康福祉部長、福祉局長、健康福祉課長、介護高齢課長

ウ 説明内容

資料に基づいて、能登半島地震発生に伴う高齢者施設の被災状況や介護現場の対応等について説明

(2) 視察の状況



石川県老人福祉施設協議会の説明を受ける様子

【主な質疑】

問：地震が発生した後、私たちに届いているニュースでは、壊滅的な状態となり、道路の状態も悪く物資が運べないとのことであったが、説明をお聞きした中では、水や物資は届けられていたとのことであった。県内からの物資は届いていたが、県外からの物資が届いていないということなのか、その辺の状況を教えていただきたい。

答：物資についてはその通りである。ただし、物資



が初めて届いたのは4日後くらいであった。国からの物資は、自衛隊が道なき道を進んで持ってきて来てくれて、道には砂利を敷いてなんとか通行できるよう整備してくれた。

問：食糧の備蓄が重要だと感じたが、実際に被災したことで新たに感じたことはあるか。

答：備蓄品の保管は施設ごとに準備するのは難しい。そのためのスペースがないので、地域単位で保管場所を整備する必要がある。多少の衛生用品は備蓄しているが、食糧までは難しい。

問：県外からの支援はどのように行われたか。

答：老人福祉施設に関する県外からの支援は、全国老人福祉施設協会を通じて行われていた。また、DMAT、警察、消防からの声かけなど、人の心のあたたかさを感じられることが生きるエネルギーとなるなど、とても救われた。物資以外の支援も非常に重要である。

#### 【所感・意見・感想など】

##### ○金沢委員

災害発生時においては、高齢者など、避難行動に配慮を要する方々の命と安全をどのように守るかは大きな課題である。特に高齢者入所施設においては、迅速な避難行動が難しい方が数多く利用されていることから、いざという時に備えた事前の準備・対策が重要になることは言うまでもない。

今回、石川県老人福祉施設協議会を訪問し、実際に介護・高齢者施設を運営されている皆さんから、昨年1月1日に発生した能登半島地震への実際の対応について、貴重なお話を伺うことができた。

当然、初めて経験する事態の中で、利用者の命を守るため、水と食料を確保し、電気や水道などのライフラインを復旧するために奮闘されたお話は、臨場感にあふれ、生々しいものであった。「高齢者にとっては、日常をなるべく早く取り戻したほうが安心につながる」という言葉が大変印象的であった。

また、「BCP（業務継続計画）は絵に描いた餅」との言葉も強い印象を受けた。もちろん事前の想定

は重要だが、必ずしも想定通りに災害が発生するわけではなく、現場対応に迫られる場面の連続になることが想像される。事前の備えや計画をしっかり立てながらも、実際の経験に基づく知見を積み上げ、共有していくことの重要性をあらためて実感している。



石川県老人福祉施設協議会

#### ◎独立行政法人国立病院機構金沢医療センター （石川県金沢市）

##### (1) 概要説明

###### ア 説明会場

金沢医療センター 3階講堂

###### イ 説明者

金沢医療センター院長、教育専門職  
（県側出席者）

生活こども部長、生活こども課長、健康福祉部長、医務課長、感染症・疾病対策課長、病院局長

###### ウ 説明内容

スライド資料に基づいて、能登半島地震発生時の患者の受入やDMAT等の支援チームとの連携などの災害医療活動について説明

## (2) 視察の状況



院長から説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：県として医療の緊急事態宣言を検討していたが、実際は宣言しなかったとのことである。理解をしていただくために有意義な面もあると思うが、どのような理由から宣言が行われなかったのか。

答：病床が逼迫していたため、まずは情報収集を行わなければならなかった。結果として約900名がスタックしていることを皆で情報共有し発信した。高齢者施設からの受け入れを、当初5%であったものを更に上乗せすることになった。ただ、七尾病院と能登総合病院の機能が回復しつつあったので、県からそこで踏みとどまるよう要請もあり、対応できたため緊急事態宣言をせずに済んだ。きちんとした情報が把握できていなかったら大変な事態になっており、改めて情報収集が大切であることを実感した。

問：情報が錯綜していたとのことであるが、高齢者施設からの情報など、どこからその情報が上がってきているのか。

答：情報は県長寿社会課へ集められ、同課からDMATへ伝えられた後、どの施設に何が足りないかなどの情報をDMATが一括整理していた。病院はDMATからの受入依頼に基づき対応していた。また、災害対策本部において、全国で整備されているEMIS（広域災害・救急医療情報システム）により、患者受入可能な人数などを把握・管理していた。

問：病院職員の健康管理はどのように対応したか。

答：自身が被災し、すぐには出勤できない職員が約30名いた。出勤後は面談を行い、休暇申請や罹災証明の手続きなどの配慮を行った。また、被災した職員の中には、避難所で食べることができない、寝ることができないなど精神的に落ち込んでいた職員もいたので、避難所でどのような活動をしたのかを言語化する報告会を開催し、職員の苦労をねぎらうような場を設けた。

### 【所感・意見・感想など】

#### ○大沢委員

災害拠点病院として、災害時に地域医療と災害時医療を担う金沢医療センターでは、災害時の被災地からの患者等受け入れや、災害派遣医療チーム（DMAT）等支援チームとの連携状況などについて調査を行った。

能登半島地震では、アクセスの悪さや高齢化率の高さといった地域的な条件とともに、元日に発生した災害という特殊性もあり、医療機関スタッフの参集が困難だったことに加え、情報の錯綜やインフラの被害、各地の病院自体が避難所となるなどの状況の下、当初は、状況を把握することも、支援チーム全体の調整も困難を極めたとのことであった。様々な角度からの説明の中から、平時から災害訓練を重ね、課題を洗い出し改善を繰り返してきた経験の積み重ねが、震災時の切れ目ない医療活動に生かされ



国立病院機構金沢医療センター

たことが伝わってきた。

医療・福祉体制のひっ迫や、1.5次、2次避難所の指揮命令系統やコミュニティのあり方、避難関連の環境整備など、避難者の受入地域で生じた課題、被災者のその先の生活を見据えた支援のあり方について、行政としての対応・支援の重要性を強く感じた。

調査で得た知見と課題への取組を、群馬県政に活かせるよう、議論を進めていきたい。

#### ◎学校法人金沢医科大学（石川県河北郡内灘町）

金沢医科大学（眼科学講座）では、世界的に活躍される佐々木洋教授を中心とした熱心なスタッフにより臨床、教育、研究を行っており、特に紫外線による眼障害については国内外で多くの疫学調査を行い、多くの新知見を見出している。

眼は想像以上に多くの紫外線を浴びており、長年にわたると白内障、よくじょうへん翼状片、けんれつはん瞼裂斑などの病気を発症しやすくなると考えられる。また、子どもは屋外で過ごす時間が多く、日常的に相当量の紫外線を浴びている。

ついては、保健医療対策の参考とするため、子どもの教育現場に求められる眼の紫外線対策等について調査した。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

金沢医科大学 中央棟 3 階中会議室

##### イ 説明者

主任教授(兼)金沢医科大学副病院長、助教  
(県側出席者)

生活こども部長、生活こども課長、健康福祉部長、医務課長、感染症・疾病対策課長、病院局長

##### ウ 説明内容

資料に基づいて、子どもを中心とした紫外線の眼への影響や対策について説明

#### (2) 視察の状況



金沢医科大学で説明を受ける様子

#### 【主な質疑】

問：紫外線対策のため、学校でサングラス着用を導入している事例があるか。

答：現在、学校単位ではないと思うが、部活動やクラブ活動では広まっていると思う。

エビデンスはあるので、紫外線の予防が大切だということは伝えてもよい。

問：アフリカの人々の眼病有病率など、眼の状況はどうか。

答：若い人は、まだ病気ではないので視力がよいが、40歳以降になると白内障などが発症し失明したりしている。なお、タンザニアでは7～8割が失明し、何もできない状態で家にいるような状況であり、治療する医師・施設も少なく、お金もない。

問：サングラスをかけることを推奨する際、どのようなものを推奨すればよいか。

答：眼への太陽光が入ることを防ぐ、また、紫外線を防ぐことを考える必要がある。個人差もありこれがベストというものはないが、色が濃すぎると、子どもはかけづらい、瞳孔が開いた状態となることによる弊害があることから、色が薄めのサングラスがよいのではないかな。

問：眼科医の紫外線対策に対する意識はどのような状況か。

答：沖縄県は意識の高い眼科医は多いと思うが他の地域は低い。近視に対する意識の方が高い。エ

ビデンスは十分ではないが、老眼は紫外線と深く関係して、エビデンスがしっかりしてくれば、紫外線対策に関する意識も高まっていくと思う。

#### 【所感・意見・感想など】

##### ○鈴木（数）委員

紫外線は肌だけでなく、目にもさまざまな悪影響を及ぼす。強い紫外線を長時間浴びることで、瞼裂斑や翼状片、白内障などの目の病気を引き起こすリスクが高まるとされている。

特に注意が必要なのが幼少期と話されていた。子どもの目は大人に比べて紫外線の影響を受けやすく、長年にわたり蓄積されたダメージが将来的な視力低下や眼病の要因になる可能性があるとのこと。そのため、小さいうちから紫外線対策を習慣づけることが大切であるという。

帽子の着用やUVカット機能のあるサングラスを使うことで、目へのダメージを軽減することが可能となる。紫外線は曇りの日や日陰でも降り注いでいるため、季節や天気にかかわらず日常的な予防が必要である。将来の視力と目の健康を守るためにも、子どものうちから正しい知識と対策を身につけることが重要であることが分かった。



学校法人金沢医科大学

#### ◎国立大学法人富山大学和漢医薬学総合研究所 （富山県富山市）

富山大学和漢医薬学研究所では、現代の先端科学技術を駆使して、和漢薬をはじめとする伝統医学や

伝統薬物を科学的に研究し、東洋医学と西洋医学の融合を図り、新しい医学体系の構築と自然環境の保全を含めた全人的医療の確立に貢献することを使命として研究を推進している。

世界的に問題になっている高齢化の進行、多因子性疾患の増加及び天然資源の枯渇を鑑み、高齢者疾患対策研究、代謝・免疫疾患対策研究、未病医療・創薬研究及び資源開発研究を重点研究プロジェクトとして推進し、その成果を社会実装することを目指している。また、これらの目標を達成するため研究開発部門の5分野（資源開発、病態制御、複雑系解析、未病、国際共同研究）が連携し、臨床研究への橋渡しを目指した基礎研究や新規メカニズムに基づく創薬基盤の構築を目指した研究を行っている。

ついては、保健医療対策の参考とするため、当該研究所で研究されている重点研究プロジェクトを中心に調査を行った。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

民族薬物資料館 3階会議室

##### イ 説明者

所長、教授（バイオサイエンス）、民族薬物資料館長

（県側出席者）

健康福祉部長、薬務課長、病院局長

##### ウ 説明内容

資料に基づいて、研究所の概要及び資源開発・病態制御分野を中心とした研究内容について説明



## (2) 視察の状況



研究所で説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：国立大学法人ということで、文部科学省など国からの補助はあるかと思うが、富山県から補助はあるか。また、資金を獲得するため、産学官連携などにより取り組んでいることがあるか。企業と連携した場合、企業側のメリットを考慮する必要があるか。

答：どの大学においても、国からの公費だけで研究を行うことは不可能な状況である。大型プロジェクトを独自で獲得し、研究を進めている。企業等の外部から資金を獲得することが至上命題となっている。

富山県から自動的にくる補助はない。ただし、数年前から富山県が積極的に進めている「富山薬コンソーシアム」（富山県・富山大学・富山県立大学）というものがあり、地場企業と協力して新薬を創り出そうとしている。シーズ(seeds)になればサポートがあり、本格的な創業に取り組んでいくプロジェクトもある。企業と連携した場合は、当然、企業側のメリットを考慮した契約を結んでいる。

問：東田所長が商品開発した「認知症機能維持サプリ」の副作用はどうか。

答：ヤマイモのアレルギーがある方は注意が必要であるが、これまで副作用の報告は受けていない。

問：日本人の研究者が少ないと感じた。国費を使った研究成果が国外に流出することが心配される

がどうか、また、研究者の人材確保はどのように行っているか。

答：外国人の受入れにあたり、国別に作成したリストをもとに、研究分野や高度の技術を有するかどうかなど、チェックを行っている。国費が外国人に配分され、博士課程で学ぼうとする日本人に行き渡らないという問題もある。来年の4月からは改善されるが、日本人の研究者が少なく、特に大学院は外国人に頼らなければならないという側面もある。人材確保は、新聞広告やチラシでの募集、大学病院のドクターに依頼するなどしている。

問：未病や体質改善を進めることで、医療費の抑制が図られるのではないか。例えば、アルツハイマーになる人を減らせば、介護人材を減らしていけるのではないか、また、何かそういった長期的な展望はあるか。

答：そのとおりである。特に認知症などの脳の病気は、長い期間をかけ症状が進むため予防が大切である。病名がつかないと薬の処方できないため、40歳代から予防的に薬を飲み続けるとすれば食品として摂取することになる。臨床の観点からすると、体への副作用のリスクがほとんどないものを摂取することに世の中が注目するという社会が必要となる。高額な開発医薬品ばかりに注目しても、そうした医療を受けられず、結果的に病気を治すことができないということになってしまう。

### 【所感・意見・感想など】

○鈴木（敦）委員

富山大学和漢医薬学総合研究所（和漢研）は、日本で唯一の伝統医薬学の研究所、また、国立大学法人唯一の医薬系研究所であり、先端科学技術を駆使して伝統医薬学を科学的に研究し、東西医薬学の融合という新しい医療学体系の構築をはかっている組織・施設である。研究開発部門は資源開発、病態制御、複雑系解析、未病、国際共同研究の5分野に分

かれ、その他に薬用資源管理部門や産官学連携部門などで構成されている。兼務や客員を含めた研究者は延べ約50人、アジアを中心に海外の大学との交流や共同研究にも力を入れており、外国人留学生が約3分の1を占めるなど国際色豊かな研究所となっている。

研究所内の見学では、マウスを使った研究の様子や植物の栽培現場など貴重な場面に至近距離で見せていただき、研究者本人から研究内容について説明もしていただいた。また、所長の東田千尋教授の研究成果として、ヤマイモエキスをを使った認知機能維持向上のサプリメント開発に至るまでのお話をお聞きした。アルツハイマー病の改善などが期待され、病気を予防することで健康寿命の延伸や医療費の抑制につながるとみられている。

一方で、国の予算だけでは研究資金が不十分のため、企業との連携や研究結果の商品化など、自らの努力により資金調達にも取り組んでいる。

医療に対する私たちの関心が、病気になってからの治療よりも、健康なうちからの予防に重きを置くよう、社会全体として変わることの重要性を感じた。



国立大学法人富山大学

## 環境農林常任委員会



福井県越前市役所

- 1 期 日 令和7年7月23日(水)～25日(金)  
2 調査場所 ◎越前市役所（福井県越前市）  
◎株式会社中東（石川県能美市）

- ◎農事組合法人んなーがら上野営  
農組合（石川県白山市）  
◎ YKK 株式会社黒部事業所（富



山県黒部市)

- 3 出席委員 亀山委員長、水野(喜)副委員長、  
橋爪、後藤、須藤、川野辺、  
栗野、須永の各委員

#### 4 調査の概要

##### ◎越前市役所(福井県越前市)

越前市は日本有数の有機産地形成を目指し、全国で最初にオーガニックビレッジを宣言している。また、スマート農業を活用して大規模な有機農業の推進を図っており、さらに、「コウノトリを呼び戻す」を合い言葉に、環境調和型農業を推進している。

ついては、有機農業、環境調和型農業の先進事例として、本県の農業振興の参考とするため調査を行った。

##### (1) 概要説明

###### ア 説明会場

第3委員会室

###### イ 説明者

環境農林部長

(県側出席者)

環境森林部長、農政部長、農業構造政策課長、  
有機・循環型農業推進室長、農産振興室長

###### ウ 説明内容

資料に基づいて、事業概要や取組について説明

##### (2) 視察の状況



越前市役所で説明を受ける様子

##### 【主な質疑】

問：有機農業を推進していくなかで、既存の農家とどのように調整したか。

答：市が今後の計画をしっかりと描き、有機農業を推進することを理解してもらった。行政の意気込みをしっかりと伝えることが重要だと思う。

問：有機農業を推進していくことになったきっかけはなにか。

答：当時の有機農家は「健康」を考え進めてきた。その上で、現代的な課題として環境問題があり、融合させて今に至る。

問：慣行農業と有機農業の分断の課題にはどう対応したか。

答：農協主導のもと、市・農協・生協・社協が連携し、地域ぐるみで取組を行っている。

問：農事組合法人を設立した目的は何か。

答：県内トップを誇る工業都市として、世界レベルの工程・品質管理のノウハウを農業に活かすためである。

##### 【所感・意見・感想など】

###### ○須永委員

福井県越前市は「オーガニック都市宣言」を行い、有機農業の先進地として注目されています。取組の柱の一つは規模感のある有機農業の推進で、農事組合法人が約100haを有機 JAS で栽培し、有機栽培の総面積は着実に拡大し325haに達しています。二つ目はスマート技術の導入、三つ目は有機農産物の更なる付加価値化で、生産性と収益性の向上を図っています。

一般に慣行農業と有機農業の分断が課題とされますが、同市では農協主導のもと、市・農協・生協・社協が連携し、地域ぐるみで取組を推進しています。さらに、製造品種出荷額で県内トップを誇る工業都市として、世界レベルの工程・品質管理のノウハウを農業に応用している点も示唆的です。

「コウノトリが舞う里づくり」では市民活動も広がり、環境調和型農業の理想像を示しています。説

明員の川崎アドバイザーの熱意と手腕も印象的で、  
本県農業振興に大いに参考となる視察でした。

#### ◎株式会社中東（石川県能美市）

株式会社中東は大断面集成材やCLTの製造販売、  
建設工事等の設計施工を行う総合プロデュース企業  
であり、木質ペレットの製造を通じて、環境に優し  
い取組を推進している。

また、代表の小坂勇治氏は全身で心地よさを感じ  
る事が出来る「木」の良さを知っていただけるよう  
、「木の可能性」を徹底的に追求している。

ついては、木材活用の取組、開発の先進事例とし  
て、本県の林業振興の参考とするための調査を行っ  
た。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

別館会議室棟 2F会議室

##### イ 説明者

株式会社中東 専務取締役

（県側出席者）

環境森林部長、森林局長、林業振興課長、農  
政部長、農業構造政策課長、有機・循環型農  
業推進室長、農産振興室長

##### ウ 説明内容

資料に基づいて、事業概要や取組について説  
明

#### (2) 視察の状況



集成材製造工場で説明を受ける様子

#### 【主な質疑】

問：木材活用の建築事例について伺いたい。

答：新国立競技場、有明の教育施設、横浜みなとみ  
らいの木質系建築など、全国で木造建築の実績  
がある。木造ビルやハイブリッド構造（鉄骨＋  
木材）など、都市部でも木材活用が進んでいる。

問：木材のコストと普及についてどのように考えて  
いるか。

答：集成材やCLTは性能面で優れているが、コス  
トが高く普及が進みにくい。また、鉄骨や他の  
建材に比べて価格競争力が課題である。国や県  
による助成金の拡充が望まれており、JAS規  
格に適合した材料の活用が進められている。

問：板倉ニュータウンへの進出により、関東事業所  
の開設が予定されているが、どのように活用す  
るか教えてほしい。

答：ペレットストーブやユニットハウスなどの展  
示・販売拠点として活用する予定である。

問：群馬県の木材を使用する予定はあるか。

答：安定供給に課題があり、特に乾燥材の確保や製  
材体制の整備が必要である。群馬県内での製  
材・加工体制に関して、地元業者との連携を模  
索中である。

#### 【所感・意見・感想など】

##### ○栗野委員

株式会社中東は、1968年（昭和43年）に創業しま  
した。創業者が欧米を視察中に集成材の将来性に着  
目し、以降、集成材建築を専門とする道を歩み始  
めました。以来50年以上にわたり、集成材および  
CLTの製造・加工、建築の設計・施工に取り組み、  
一貫体制を確立しています。

また、接着や圧縮などの新技術を積極的に導入す  
ることで、生産量の増加と新製品の開発を実現しま  
した。豊富なバリエーションの製品を取り扱い、木  
造建築物の高層化にも対応しています。国内外に多  
数の施工実績があり、群馬県内では新島学園短期大  
学講堂の建築を手がけました。

今年3月には、板倉ニュータウン産業用地内に3,600㎡超の土地を取得し、来年には関東事業所の開設を目指しています。これにより、関東圏における中大規模木造建築の推進や物流の効率化が期待されます。

同社は国産材の活用にも力を入れており、群馬県内への進出によって、森林県である群馬の木材の利活用がさらに進むことが見込まれます。加えて、輸入材の価格高騰などの影響により、国産材の需要が高まっており、今後さらなる活用促進が期待されます。

木材は素材としての価値と魅力が高く、その活用は森林の保全・再生や脱炭素社会の実現にも貢献します。同社では建築材にとどまらず、ペレットの製造に至るまで、木材を無駄なく高度に活用しています。今回の視察は、森林県である群馬県にとっても示唆に富む、有意義な機会となりました。



あいさつをする亀山委員長

#### ◎農事組合法人んなーがら上野営農組合（石川県白山市）

農事組合法人んなーがら上野営農組合は「集落ぐるみから、担い手組織主体による地域農業の再生へ」、「適地適作に“合理的な営農システム”を加えた儲かる農業の展開」、「地域コミュニティの核を担う農業法人による地域全体の活性化」を目指し、むらづくりを推進している。

また、“合理的な営農システム”を取り入れた農業施設「いちごファーム Hakusan」を始め、先進技術を積極的に取り入れ、当法人が地域農業や地域

全体を牽引しながら、それぞれの年代や立場の住民が適材適所で活躍し、地域が抱える課題に立ち向かうとむらづくりに取り組んでいる。

については、農業経営の先進事例として、本県の農業振興の参考とするための調査を行った。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

鳥越コミュニティーセンター 会議室1・2

##### イ 説明者

農事組合法人んなーがら上野営農組合 代表理事、北菱電興株式会社 取締役

(県側出席者)

環境森林部長、森林局長、農政部長、農業構造政策課長、野菜花き課長、有機・循環型農業推進室長、農産振興室長

##### ウ 説明内容

資料に基づいて、事業概要や取組について説明

#### (2) 視察の状況



設備の説明を受ける様子

#### 【主な質疑】

問：農業による地域の活性化に向けて重要視していたことは何か。

答：活性化する場を組合が提供すること。農家は生産するだけではなく、会話の場も求めている。

そういった場を提供していくことが重要である。

問：自治体にしてほしいサポートはあるか。

答：6次産業という言葉があるが、高齢者は自分たちで売れるようなものを作ることは難しいと考えている。土地の提供は簡単にできるから、そこまでの仕掛けを支援してほしい。

問：小水力発電を導入した経緯を伺いたい。

答：地元の用水路を活用した小水力発電の実証実験を実施し、13mの落差を利用し、設備を導入した。冬季の雪対策や水量の変動にも対応した設計をしており、発電した電力はハウスの制御盤などに供給し、ICT 農業と連携している。

問：今後、新たに取組む事業はあるか。

答：具体的な内容までは描けていないが、リスク分散という考えで、水稻中心の農業経営から複合型経営への転換を模索している。



農事組合法人んなーがら上野営農組合

#### 【所感・意見・感想など】

○川野辺委員

農事組合法人んなーがら上野営農組合は「集落ぐるみから、担い手組織主体による地域農業再生へ」、「適地適作に合理化営業システムを加えた儲かる農業の展開」「地域コミュニティの核を担う農業法人による地域全体の活性化」を目指し、まちづくりを推進しているとのことでした。

また、合理的な営農システムを取り入れた農業施設のいちごファームを始め先進技術を積極的に入れ、地域農業や地域全体をリードしながら、それぞれの年代や立場の住民が活躍し地域が抱える課題の解決に取り組んでいました。さらに、マイクロ水力発電によるいちごファームの取組に感心いたしました。

した。

農業経営の先進事例として本県農業振興の参考にしたいと思います。

#### ◎ YKK 株式会社黒部事業所（富山県黒部市）

YKK 株式会社は、持続可能な社会の実現に向けて、さまざまな取組を行っている。特に、自然との共生を目指す取組として整備された YKK センターパーク「ふるさとの森」は、地域の特性を踏まえた生物の保全、外来種対策や遺伝的配慮、モニタリングの実施、環境教育の場としての活用といった点が評価され、環境省から「自然共生サイト」に認定されている。

ついでに、企業によるネイチャーポジティブの実現に向けた取組の先進事例として、本県の環境政策の参考とするための調査を行った。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

YKK50ビル 会議室 6

##### イ 説明者

YKK 株式会社 常務執行役員

YKK 株式会社 環境推進グループ長

(県側出席者)

環境森林部長、森林局長、環境政策課長、自然環境課長、農政部長、有機・循環型農業推進室長、農産振興室長

##### ウ 説明内容

資料に基づいて、事業概要や取組について説明



## (2) 視察の状況



YKK 株式会社黒部事業所で説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：ここまで環境対策に力を入れている理由は何か。

答：創業時からサステナビリティに関わっており、企業風土でもある。また、非上場企業であるため、投資家の意向に左右されず、長期的な環境投資が可能である。CO<sub>2</sub>削減や生物多様性への配慮は、取引先からの要求も強く、対応しなければビジネスが成り立たない状況である。

問：再生可能エネルギーの導入状況と課題を教えてください。

答：現在、グループ全体で約50%の電力を再生可能エネルギーで調達している。そのうち約30%は購入によるもので、残りは自社発電（主に太陽光）による。将来的には100%再生可能エネルギーへの移行を目指しているが、地域や技術的な制約がある。

問：地域社会との連携状況はどうか。

答：地域との協力を重視し、持続可能な緑地管理なども社内で完結する仕組みを構築している。また、特例子会社を通じて障害者雇用を進めており、印刷業務や清掃などを委託している。

### 【所感・意見・感想など】

○須藤委員

YKK 株式会社は持続可能な社会の実現を目指し、地域特性を踏まえた生物保全や外来種対策、遺伝的配慮、モニタリング、環境教育を行う「ふるさとの森」を整備し、環境省の自然共生サイトに認定されています。アパレル産業は化学繊維や在庫処分等によりCO<sub>2</sub>排出を含む環境負荷が大きい分野であり、世界的にも対策の遅れは企業評価や消費者の購買行動に直結します。

この点、調査先はグローバル企業として先進的な環境施策を進め、企業価値の維持向上と社会的責任を両立させている姿勢は高く評価できます。黒部市という山岳・海洋双方に恵まれた自然環境の中で敷地内に森を整備することは象徴的意義を持ちますが、県全体への波及効果の観点では規模の限界も感じられました。

今後は県立公園や周辺地域を巻き込み、より広域的かつ持続的な自然共生活動を展開し、地域と企業の双方に資するモデルケースとして発展することを期待します。



YKK センターパークで説明を受ける様子

## 産経土木常任委員会



古民家再生現場

- 1 期 日 令和7年7月23日(水)～25日(金)
- 2 調査場所 ◎金沢古民家リサイクルの会（石川県金沢市）  
◎北陸先端科学技術大学院大学（石川県能美市）  
◎石川県土木部（石川県金沢市）  
◎株式会社松井機業（富山県南砺市）
- 3 出席委員 斉藤委員長、追川副委員長、狩野、あべ、酒井、安孫子、薬丸、大林、森、中島の各委員

#### 4 調査の概要

##### ◎金沢古民家リサイクルの会（石川県金沢市）

金沢古民家リサイクルの会は、石川県金沢を中心に、主に北陸地方（石川県、富山県、福井県）の古民家の紹介、斡旋、再生等の業務を通じて、古民家に宿る伝統文化の継承と、今後更に100年受け継がれる「現代の民家づくり」を創造することを目的としている。

建設会社や設計会社が会員となっており、20年以

上の古民家再生の経験と実績を持っている。

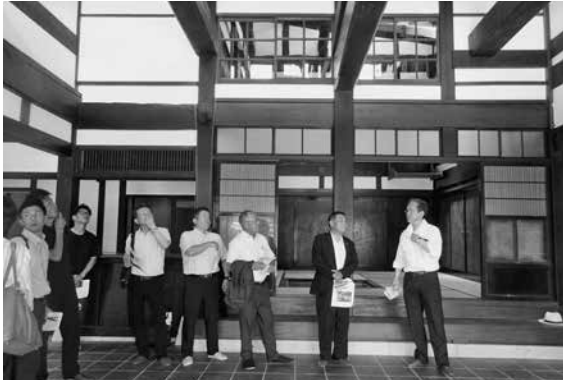
については、古民家再生・活用推進事業の参考とするため、石川県加賀市の古民家再生現場において、その取組状況について調査を行った。

#### (1) 概要説明

- ア 説明会場  
石川県加賀市動橋町地内
- イ 説明者  
(有)金沢設計代表取締役  
(県側出席者)  
県土整備部長、住宅政策課長
- エ 説明内容  
古民家再生現場で資料を用いて説明



## (2) 視察の状況



古民家再生事業の説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：再生前は、どんな施設だったのか。

答：造酒屋で、1814年に主屋が建てられた。その後、盛んに建て増しされた。

問：どのような用途に再生するのか。

答：中国資本が買い取り、旅館（自炊型）兼美術館にする予定である。用途変更を行い、構造計算も行っている。

問：総事業費はどのくらいか。

答：当初は4億から5億円であった。酒蔵などを第2期、第3期工事で改修を行う予定であり、7億以上かかる見込みである。補助金も2億弱活用している。

問：古民家再生の面白いところは。

答：コントロールできない発見があることである。解体をしていく中で、突然、梁が現れたりするが、それを活かした再生が楽しいところである。一本の既存の梁から推測し、吹き抜けを再生したが、そこが一番時間を要した箇所である。

問：古民家再生方法の特徴はどんなところか。

答：古い材料を使った場所、古いままの場所と、再生した場所が、違和感がなく、どこを再生したかわからないようにすることが特徴である。今回も多く再生場所があるが、古い箇所と判別がつかないように行っている。屋根の瓦は古いものをそのまま使っている。

問：全体的に明かりが暗いと思うが。

答：間接照明を多く取り入れている。今の日本は明るすぎる。古民家で落ち着くようにしている。

### 【所感・意見・感想など】

#### ○中島委員

金沢古民家リサイクルの会は、石川県金沢市を拠点に、北陸三県（石川・富山・福井）の古民家の紹介・斡旋・再生を通じ、日本の伝統的な住文化の継承と現代への橋渡しを目指す民間団体である。

「民家は日本人の創作した住文化の傑作である」との理念のもと、急激な社会変化による老朽化や解体の流れに歯止めをかける役割を果たしている。

活動内容には、物件情報の掲載や譲渡契約の仲介、再生事例の紹介、会員間のネットワーク構築が含まれ、ロゴマークには北陸特有の民家形式「あづまだち」が採用されており、地域の伝統建築が現代社会に継承されることへの願いが込められている。

今回の現地視察では、主に設計・建築の視点から再生活用の工夫や課題について説明を受けた。

古民家の改修は見た目以上に手間がかかり、構造的・法的な対応も複雑であるうえ、採算性の確保も容易ではない。民間主導の柔軟な取組であるが、行政の場合は費用対効果の観点から単純に模倣することは難しい。とはいえ、地域資源の活用や空き家対策、伝統文化の継承といった視点からも、今回の取組は群馬県にとって大いに参考になると感じた。

#### ◎北陸先端科学技術大学院大学（石川県能美市）

北陸先端科学技術大学院大学は、最先端科学技術分野における産学官連携の促進と国際的な研究開発拠点を目指して造られた石川サイエンスパークの核となり、豊かな学問的環境の中で世界水準の教育と研究を行い、科学技術創造により時代の世界を拓く指導的人材を育成している。

未来創造イノベーション推進本部では、大学の有する研究を背景に、社会、産業界との連携の窓口として、また、イノベーション創出の拠点として、社会課題を解決し、未来社会の創造に寄与することを

目的に、様々な共同研究、受託研究、技術相談などを行っている。

つについては、中小企業の振興、スタートアップ支援の参考にするため、取組状況について調査を行った。

## (1) 概要説明

### ア 説明会場

北陸先端科学技術大学院大学国際セミナーハウス

### イ 説明者

北陸先端科学技術大学院大学広報室 専門職員、未来創造イノベーション推進本部 本部長補佐

(県側出席者)

産業経済部長、スタートアップ推進室長、ものづくりイノベーション室長、県土整備部長、住宅政策課長

### ウ 説明内容

資料により大学の概要及び未来創造イノベーション推進本部の産学官連携サービス（研究）について説明

## (2) 視察の状況



あいさつをする斉藤委員長

### 【主な質疑】

問：未来創造イノベーション推進本部が行っている産学官連携の取組はどんな内容か。

答：マッチングハブは地方創生、地域活性化の取組で、大学や企業などのシーズやニーズ、行政・

金融機関からの支援を集約しマッチングさせることで新製品・新事業を創出している。

問：企業のニーズはどうやって把握しているのか。

答：年間約500社を訪問し、ビジネスの種を作っている。1,800社以上のデータを把握している。

問：マッチングの数はどのくらいか。

答：年間約400件ある。2016年の熊本地震を契機に全国展開し、6カ所でマッチングイベントを行っている。

問：マッチングイベントに参加する場合は、どのような手続きが必要か。

答：企業から申し込みをいただき、大学側でヒアリングを行い決定する。特に企業側からのプレゼンは必要ない。

イベントでのブースの場所も、ヒアリングを行い、マッチング率を高くするよう工夫している。

問：学生は外国人留学生が多いが。

答：開学当初から多く、45%が外国人で20カ国から来ている。英語での授業が特徴である。研究室では学生1人に対して3人の教授等が指導を行う。

問：特に特徴ある研究は何か。

答：超越バイオメディカル DX 研究拠点として、経済産業省の産学連携推進事業費補助金を受け整備している。DX・スタートアップ人材の育成、バイオメディカルベンチャーの創出など地域社会の発展に貢献している。

### 【所感・意見・感想など】

#### ○森委員

北陸先端科学技術大学院大学未来創造イノベーション推進本部は、社会や産業界との連携の窓口として、またイノベーション創出の拠点として、様々な社会課題を解決していくことを目的としている。

同大学では、社会人学生が約22%、外国人留学生が42%に上るなど、広く門戸を開いて幅広い分野から意欲ある人材を受け入れている。そうして得られた大学の人材や知識などを背景に、未来創造イノ

ベーション推進本部が産学官連携プラットフォームとして取り組んでいるのが「Matching HUB Hokuriku」である。

産学官連携コーディネータによる積極的な企業訪問活動などを通じて現場の声に耳を傾けることによって、中小企業のニーズを共に探り出し、大学の知見や技術を活用した解決策を共同で模索する。

昨年度は192のブース出展と1,757人の参加者を数え、北陸地方の活性化に大いに寄与していると伺った。

技術開発や人材確保に課題を抱える中小企業やスタートアップ等にとって、このような手厚い伴走支援モデルは、新たな製品開発や事業革新を実現するための強力な推進力となり得ることから、群馬県内の企業振興・支援に大いに参考になると感じた。



北陸先端科学技術大学院大学

#### ◎石川県土木部（石川県金沢市）

石川県では、令和6年能登半島地震により、県管理道路では最大42路線87カ所が通行止めとなった。また、県が管理する88河川で河道埋塞、堤防沈下、護岸損壊等が、10海岸で護岸損壊等の被害が発生した。

更に、9月には奥能登豪雨により、多くの道路冠水や土砂崩れ、河川の氾濫、流木・土砂の堆積、護岸損壊等の被害が発生した。

県民の安全・安心を確保するため、一日も早い道路・河川・海岸の復旧に尽力している。

ついては、本県の災害復旧の参考とするため、災害復旧対策について調査を行った。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

石川県県央土木総合事務所

石川県河北郡内灘町地内

##### イ 説明者

石川県土木部都市計画課長

（県側出席者）

県土整備部長、住宅政策課長

##### ウ 説明内容

資料により、被災状況及び復旧状況を説明するとともに、災害現場へ赴き、現状を説明

#### (2) 視察の状況



災害現場で説明を受ける様子

#### 【主な質疑】

問：内灘町の災害の状況は。

答：震源から100km以上離れているが、液状化現象による土地の隆起や陥没、横ずれが起きた。7割以上の住宅が半壊以上である。

問：液状化現象が起きた要因はどんなことが考えられるか。

答：元々、海から寄せられた砂丘の土地であり、砂地であることと、地下水位が高いこと、傾斜地に住居が建てられていたことなどが要因である。傾斜に沿って横ずれが起きているが、一定でないため復旧に苦勞している。先に県道だけは復旧した。

問：これまでも大きな地震では液状化は見られたのか。

答：平成19年に震度6強、令和4年に震度5、令和6年に震度6強の地震があったが、液状化現象は見られなかった。

問：復旧の方法はどのような方法が考えられるか。

答：再度、液状化現象が起こらないようにするための方法を検討している。地下水をポンプにより排水する方法があるが、ポンプ代を地域で永久的に負担することとなる。

問：以前から大きな地震があったが、事前の対策でどんなことが考えられたか。

答：今思えば、事前復興町づくり計画を定めていなかった。倒木などの対策は事前にある程度はできていた。技術的な部分では、盛土の道路に対して耐震工法を行った箇所があったが、その場所は大きく崩壊したところではなかった。



災害復旧状況の説明を受ける様子

#### 【所感・意見・感想など】

##### ○大林委員

令和6年元日の能登半島地震から1年半が経過。今回の視察は、震源地から100km近く離れているが、液状化現象の被害がひどかった内灘町の被害の状況と、復興の取組みを伺った。

この地域は、河北潟と呼ばれる干拓地であるため、地下水層が高く、液状化現象が起きた後、横にずれる側方流動がおり、そのズレは3mに及ぶ所もある。

公費負担による住宅の取壊しは、申請された7割が行われている。しかし、横すべりによる宅地の現状と筆界とのズレをどのように対応するか。元の状

況に戻すか、現況での確定にするか、人手不足もあり、境界確定を進める難しさを話されていた。道路に関しては、冬の除雪に影響がないよう凹凸を削り復旧させたという。

説明を聞いた後、道路や地面から浮き上がった住宅や学校、地域の様子を見させていただいた。地下水をポンプで汲み上げる地下水低下工法により、液状化現象への対応を考えるが、それを開始すれば、今後ポンプを止める事はできないため、難しい選択を迫られていることもお聞きした。

復旧への道は、単に技術や事業だけでなく、住民の心情に寄り添い、今後の財政等々を考えながら行う必要があり、大変な道のりだと強く感じた。復興復興に当たっている職員の方々のご苦勞に敬意を申し上げます。

#### ◎株式会社松井機業（富山県南砺市）

株式会社松井機業は1877年創業以来、伝統ある城端絹やしけ絹と和紙を貼り合わせたしけ絹紙を一貫生産し、販売する老舗の機屋である。

一般住宅の襖や建具、表具用の絹織物が主な製品ですが、近年は、しけ絹の風合いを活かしたインテリアや服飾品、しけ絹の保湿性や消臭性を活かした新しい商品を開発し、地場産業の活性化やブランド化につながる取組を行っている。

については、本県の地場産業の振興、中小企業の支援の参考とするため、取組について調査を行った。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

株式会社松井機業

##### イ 説明者

株式会社松井機業代表取締役

（県側出席者）

産業経済部長、ものづくりイノベーション室長、県土整備部長、住宅政策課長

##### ウ 説明内容

資料及び作業現場において伝統ある絹を活用



した事業について説明

## (2) 視察の状況



株式会社松井機業でしけ絹の説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：しけ絹とはどういうものか。

答：2頭の蚕が1つの繭を作り、その糸からできる絹で織物にすると独特の模様ができる。通常の繭より大きい。2頭の蚕が1つの繭を作るのは人為的には不可能である。

問：繭はどこから手に入れているのか。

答：主に中国から輸入している。茨城からも購入している。2016年から養蚕も新たにはじめ、水害に遭った施設を畑にして、桑の木を植えて始めた。

問：新しいブランド事業はどのようなものか。

答：2010年に帰郷し事業を引継ぎ、2014年に新規ブランド「<sup>ヨハナス</sup>JOUHANAS」を立ち上げた。日傘、ショール、マスク、扇子、ランプシェード、アクセサリ小物など、これまでの壁紙等にこだわらない、製品を作成している。多くの企業に営業を行い製品の範囲を広げている。

問：城端地区はもともと養蚕が盛んだったのか。

答：南砺市には五箇山地区もあり、そこでの養蚕が盛んであり、それを利用し城端で機織り業を行っていた。

問：染色も行っているとのことだが、排水基準は厳しいか。

答：「後染め」といわれる方式で行っている。2年

前から化学薬品は使わないようにしている。公共下水を利用している。

問：古くからの施設・建物があるが、その利用方法は。

答：松井機業だけで無く城端地区には古くからの建物などあり、クラウドファンディングを利用して再生を行った施設もある。精錬に使っていた石炭ボイラーなど利用できる施設もあるので、今後のビジネス展開につなげていきたい。

### 【所感・意見・感想など】

#### ○薬丸潔委員

令和7年7月25日、富山県南砺市にある株式会社松井機業に伺いました。

松井機業は明治10年の創業から、400年以上の伝統ある城端絹<sup>じょうはな</sup>やしけ絹を生産し、販売する老舗です。しけ絹とは、二頭の蚕がつくった玉繭からつむいだ玉糸を織り上げてつくる絹です。太さが不均一な玉糸であるため、所々に節があらわれ、通常の絹とは異なり、独特の表情で、見る人を魅了する芸術作品のようでした。襖や壁紙などに利用されるそうです。

6代目社長の松井紀子氏は、一度東京で就職したものの、家業を継ぎ、女性ならではの視点で、枕カバーやタオル、生理用品も絹で製作・販売し、ブランド化を進めていました。

課題は、織り機を製造している会社自体が少なくなっている点や、販路開拓とのことでした。また、群馬県は繭生産の一大拠点なので、是非頑張って欲



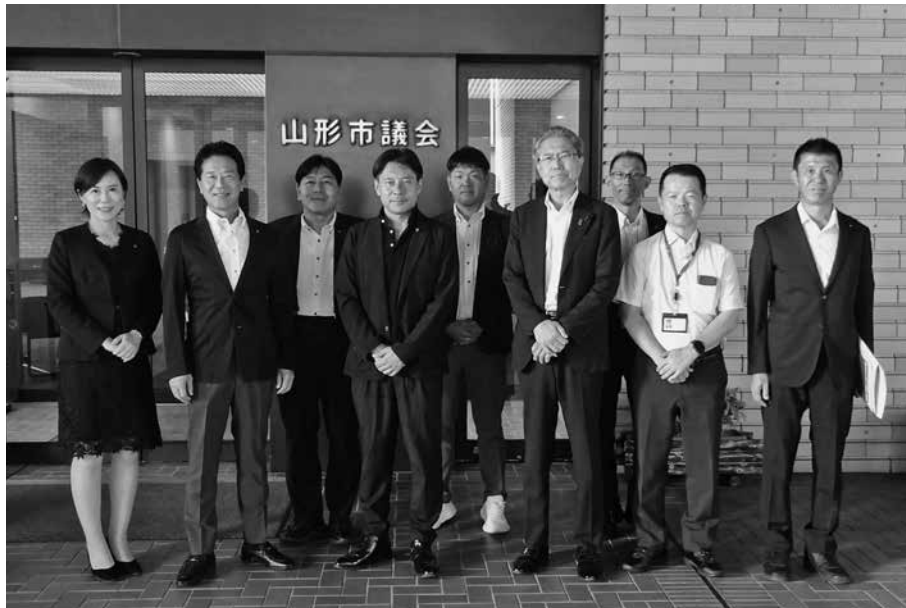
株式会社松井機業

しいとのエールもいただきました。

いと思います。

群馬県の中小企業支援や絹産業振興の参考にした

## 総務企画常任委員会



山形市役所議会棟

- 1 期 日 令和7年7月29日(火)～30日(水)
- \* 調査は31日(木)までの予定だったが、30日に調査先の東松島市を含む広範囲に津波警報が発令され、警報解除の見込みが立たないことから、30日午前中までで調査を中止した。
- 2 調査場所 ◎山形市文化創造都市課（山形県山形市）
- ◎やまがたクリエイティブシティ  
センターQ1<sup>キューイチ</sup>（山形県山形市）
- 3 出席委員 高井委員長、矢野副委員長、井田(泉)、水野(俊)、金井、本郷、井田(泰)、宮崎、丹羽の各委員

### 4 調査の概要

#### ◎山形市文化創造都市課（山形県山形市）

山形市では、多様な立場の人々が相互に認め合い、協力しながら、地域の多彩な文化を継承・発展させ、新しい価値の創出や地域の魅力向上とその好循環により、市民が質の高い暮らしをおくることのできる持続的発展可能なまち「文化創造都市」の確立を目指している。

中でも、ソフト面では、映像文化を育む環境整備に力を入れており、平成29年に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が各分野において世界で特徴ある都市を認定する「ユネスコ創造都市ネットワーク事業」において、国内で初めて映画分野での加盟認定を受けた。

また、ハード面では、新市民会館整備に向け、ワークショップなどにより市民の声を聞きながら、



まさに準備を進めている状況にある。

群馬県においても、映像の活用を目指す事業を推進しており、また、県民会館の廃止に伴う「新たな文化拠点」の整備に向けて始動するタイミングでもあることから、山形市の取組を参考とするため、山形市文化創造都市課について調査を行った。

## (1) 概要説明

### ア 説明会場

山形市役所 議会棟 第6委員会室

### イ 説明者

①山形市文化スポーツ部新市民会館整備室  
室長

②山形市文化スポーツ部文化創造都市課 次  
長(兼)課長  
(県側出席者)

戦略企画課長、エンターテインメント・コン  
テンツ課長、地域創生課長、文化振興課長

### ウ 説明内容

パワーポイント資料等により、新市民会館整  
備事業及び創造都市推進事業等について説明

## (2) 視察の状況



事業の説明を受ける様子

### 【主な質疑】

問：DBO方式を採用した根拠と、山形県との連携  
や関与について伺いたい。

答：DBO方式が最も経費が安価に済むというのが

主な理由である。

また、山形市ではこれまで、駅から市役所周辺  
までを歩いて周遊・観光してもらう取組を進め  
てきたが、今回、市役所周辺への新市民文化会  
館建設を機に、会館の向かい側の旧県庁舎跡地  
の文翔館まで人の流れをつくる「文翔館周辺エ  
リアウォーク基本構想検討会議」を県が立  
ち上げた。これに山形市が参加することによ  
り、県との連携が深まるものと期待している。

問：大ホール座席数を1,200席と想定しているよう  
だが、どのような検討がされたのか。

答：周辺施設とも比較検討したが、結果として前の  
市民会館の座席数と同じ1,200席に落ち着いた。

問：前の市民会館に比べ、立地が駅から離れるが、  
この点はどう考えているか。また、駐車場問題  
はどうか。

答：市では、ワンコイン100円で中心市街地を周遊  
する「くるりん」というバスを運行しており、  
利便性は問題ないと考えている。一方、駐車場  
問題については検討中の状況である。まずは、  
近くの県企業局運営の立体駐車場を減免等で利  
用させてもらえるよう協議を進めている。

問：市民の声を聞くことについて、どのような工夫  
をしているか。

答：市民の声を丁寧に聞くのは、市長の方針でもあ  
り、議会からの要請でもある。特段、特徴と  
いったことはないが、若い人の意見を聞くた  
め、ワークショップを開催するなどしている。

### 【所感・意見・感想など】

#### ○本郷委員

今回の山形市役所視察では、「文化創造都市」を  
掲げ、文化の力によって地域の魅力や市民生活の質  
を高めようとする先進的な取組に大きな学びを得ま  
した。特に、文化を一部の人のものにせず、市民一  
人ひとりが主役となる共創のまちづくりを実践して  
いる点に感銘を受けました。

山形市は平成29年、映画分野でユネスコ創造都市

ネットワークに国内で初めて加盟認定を受けました。これは、地域に根ざした映像文化の振興が国際的にも評価された結果であり、文化による地域づくりの成功例といえます。映像文化は単なる観光資源ではなく、地域の価値や物語を再発見・発信する力を持っていると改めて実感しました。

また、新市民会館整備において、市民参加型のワークショップを重ねながら進めている点も印象的でした。施設整備を行政主導ではなく、市民とともに考え育てていく姿勢は、地域への愛着や文化への参加意識の醸成にもつながっています。

群馬県でも新たな文化拠点整備に向けた動きが始まっており、映像分野の活用も含め、今後の展開が期待されます。山形市のように、ソフトとハードの両面から文化政策を展開し、市民参画を重視する姿勢は、私たちの地域にとっても大きな参考となるものでした。

#### ◎やまがたクリエイティブシティセンター<sup>キューイテ</sup>Q1 (山形県山形市)

山形市では、文化・芸術・産業・歴史・伝統などの多彩な地域資産を多くの人々と連携して磨き上げることにより、産業・観光・教育・地域の振興に生かしつつ、新たな価値を創出し、まちの発展や地域経済の活性化を図る「Q1プロジェクト推進事業」を実施している。

「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」は、同事業の推進拠点として、山形市立第一小学校旧校舎をリノベーションし、令和4年9月にオープンした施設で、「クリエイティブと産業をくらしでつなぐ」をコンセプトに、まちの芸術文化と魅力、産業経済とをつなぐプラットフォームとして、公民連携で様々な文化芸術に関する活動を行っている。

ついては、本県の地域振興や活性化のための拠点づくりの参考とするため、「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」の取組について調査を行った。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

やまがたクリエイティブシティセンターQ1  
シアタースペース2-B

##### イ 説明者

株式会社Q1 取締役役員  
(県側出席者)

戦略企画課長、エンターテインメント・コンテンツ課長、地域創生課長、文化振興課長

##### ウ 説明内容

パワーポイント資料により、設立経緯や事業概要について説明

#### (2) 視察の状況



施設の説明を受ける様子

#### 【主な質疑】

問：Q1の取組と同じような事業を進めようとする他の自治体等にアドバイスするとしたら、一番のポイントは何か。

答：当市には、公設民営の東北芸術工科大学があったため、そこを母体とした会社と市とが早期に一者随意契約を締結できたことが大きい。事業計画の早い段階から、市と事業主体が徹底的に議論をし、一体となって事業を展開していくことが重要と考える。

問：他の地域の事例を参考にしたことは何かあるか。

答：他の取組を見聞きしたことはあったが、事例を取り入れたということはない。市の担当部長と山形なら何ができるかについて、相当頻繁にや

りとりしながら、運営方針から実施事業まで練り上げてきたものである。

問：リノベーションの初期投資としては、どのくらいの費用がかかったのか。

答：内閣府の拠点整備交付金を活用し、約10億円かかったと聞いている。

問：Q1に入居し、事業を展開する業者等で、移住された方もいるのか。

答：東京から移住された方もいるが、数までは把握していない。ただ、関係者の約7割は市外の方である。なお、市の移住サイトとの連携は行っている。

問：Q1は今後どのような方向を目指しているのか。

答：場とコンテンツを提供し続けることを大事にしたい。正直企画には当たり外れがあるが、それでよい。集う人それぞれの居場所になっていければいい。

#### 【所感・意見・感想など】

○井田(泰)委員

1927年建築の山形クリエイティブシティセンターQ1は、山形市立第一小学校旧校舎（旧一小）の記憶と物語を受け継いでおり、創造都市やまがたのクリエイティブ拠点として、問いつづけるという営みが活発に行われ、育まれてゆく場所とのこと。

結論から言うと、思いつきではなく、非常に緻密に練られた計画の上に成り立っているなど非常に感心いたしました。リスク管理と継続するためのベネフィット計画がしっかりしています。

その理由として山形市の「創造文化都市の推進」

という大目標が明確にあり、行政と民間（行政側から一本釣りした相手、連携協定を結んだ芸工大）が当初からコミュニケーションをとりながら丁寧かつ時間をかけて3つのフェーズ（実証実験フェーズ・調整・本稼働）を経て、各フェーズで課題を深掘りしてきたところが成功の鍵であると感じました。

キーパーソンは決断をした市長、芸工大関係者だと思いますが、推進力になったのはQ1を認めた議会をはじめとする市民すべてであると感じます。自信のあるコンセプト、計画、事業内容だからこそ、市民に向けて丁寧に説明することができたのだろうと推察できます。

説明をしてくれた佐藤さんをはじめ、人と人とのコネクションがあつてこそ厳選されたショップ等に入居してもらうことができたと思いますし、コンセプトを作り、活かすことに繋がっていると感じました。群馬県及び市町村の資産を活かして実践する場合には「価値を見極める視点」がかなり重要になるとたいへん参考になりました。経年により役割を終える建築物が増えてくる中で、今後の新たな活用と文化・産業振興政策の好事例として、この経験を今後活かしていきたいと思います。



やまがたクリエイティブシティセンターQ1

## 文教警察常任委員会



警視庁本部

- 1 期 日 令和7年7月29日(火)～31日(木)
- 2 調査場所 ◎警視庁本部（東京都千代田区）  
◎沖縄科学技術大学院大学（沖縄県国頭郡恩納村）  
◎沖縄県立図書館（沖縄県那覇市）  
◎沖縄県立真和志高等学校（沖縄県那覇市）
- 3 出席委員 松本(基)委員長、入内島副委員長、星野、金子、伊藤、加賀谷、秋山、松本(隆)、清水の各委員

#### 4 調査の概要

##### ◎警視庁本部（東京都千代田区）

警視庁は、首都直下地震や風水害、火山噴火、大規模事故など多様な災害に備え、「警視庁大規模災害対策推進プラン」を策定・改定し、災害対応力の強化に取り組んでいる。

平時には、関係機関との連携強化、情報収集・発信体制の整備、職員の訓練や装備資機材の充実、災害に強い施設・インフラの整備、代替施設の準備、

食糧・水などの備蓄強化を推進するとともに、地域防災力向上のため、幅広い世代への防災意識の普及などにも力を入れ、災害に強い首都東京の実現に向けて取り組みを続けている。

また、災害発生時には、ICTやドローン、多目的ロボット、映像解析などの先端技術を活用することにより、災害現場の情報収集や救助活動の効率化・高度化を目指している。

については、警視庁本部を訪問し、自然災害や大規模事故などの大規模災害への備えや対応について調査を行った。

##### (1) 概要説明

###### ア 説明会場

警視庁本部9階第9会議室

###### イ 説明者

警視庁企画課デジタル企画担当管理官 他  
(県側出席者)

危機管理対策統括官、危機管理対策室長補佐、  
渉外補佐、渉外係長



## ウ 説明内容

スライドにより、水害や火山の噴火、地震等に伴う大規模災害発生時における警察対応や空撮映像 AI 解析システムについて説明

### 【主な質疑】

問：地域防災力向上に向けたコミュニティにおける取組はどうか。

答：各警察署単位で、大学生やボランティアなどの協力も得た上で様々な取組を行っている。

問：被災地における自衛隊や消防との役割分担はどうか。

答：現場の指揮所の幹部職員が役割分担を協議の上、決定している。

問：首都直下型地震等が発生した場合、職員はどこに参集するのか。

答：原則として自所属に参集することとしている。  
例えば、本部庁舎に勤務している警察官であれば、本部庁舎に参集することとなる。

問：首都直下型地震等が発生し自所属の建物が機能しなくなった場合の想定に基づく対策はどうか。

答：自所属の建物が機能しなくなった場合に備え、所属ごとに代替施設（公民館や体育館、お寺など）を定め、協定等を締結している。

問：<sup>エックス</sup>Xなどによる災害発生時における「デマ」への対応はどうか。

答：警察が「デマ」と認定することは非常に困難であり、対応は課題の一つであると考えている。

問：空撮映像 AI 解析システムに係る予算額はどの程度か。

答：衛星通信に要する予算は、1 回線当たり月額 10 万円以内程度である。

問：ドローンの整備予定や操縦士の配置計画はどうか。

答：各部署で整備・配置が行われているが、今後は災害対応として整備・配置を進めていきたいと考えている。

## 【所感・意見・感想など】

### ○清水委員

日々の犯罪捜査からテロ対策、災害対応まで幅広い任務を遂行している警視庁本部にて、水害や火山の噴火、地震等に伴う大規模災害発生時における警察対応などについて調査が行われました。

昨今の頻発化、激甚化する自然災害の状況の中で、警察組織にとってもその対応は重要なものと位置づけられ「警視庁大規模災害対策推進プラン」が策定、地域防災力の向上、災害対応力の高度化、関係機関等との連携強化、業務継続性の確保、情報力の強化の推進テーマのもと、日々、様々な活動や訓練が行われているとの事。またドローンはじめデジタルを活用し、より早く、正確に情報を収集し、的確な救助活動が実施出来るよう、実験を重ねているとのことでした。

警察の日々の御努力に感謝と敬意を表するとともに、首都直下型地震などが起き、東京の被害が深刻な時に群馬県として、どの様に対応していくのか、日頃からの協議や訓練が重要であると改めて感じました。

### ◎沖縄科学技術大学院大学（沖縄県国頭郡恩納村）

沖縄科学技術大学院大学では、50以上の国々から研究者が集まり、科学の新たなフロンティアを開拓するため、分野の垣根を越えた研究を行うとともに、新世代の科学を率いるリーダーを育成するための取組を行っている。

また、沖縄の地域社会に貢献するための教育活動として、小中学生や高校生を対象とした科学普及活動を通して、科学について、また科学がどのようなことに役立つのかを伝える活動を積極的に行っており、沖縄県内の学校における出前授業のほか、地元恩納村の小中学生が科学を体験する取組（こどもかがく教室、ジュニア・サイエンス・プログラム）や、恩納村立うんな中学校におけるサイエンスクラブの立ち上げ、高校生を対象としたサイエンスワークショップなどの取組を行っている。



については、沖縄科学技術大学院大学を訪問し、沖縄県内の小中学校や高等学校と連携した教育アウトリーチプログラムや活動内容について調査を行った。

## (1) 概要説明

### ア 説明会場

沖縄科学技術大学院大学第3研究棟C階C740

### イ 説明者

沖縄科学技術大学院大学アウトリーチセクション地域連携チームマネージャー  
(県側出席者)

高校教育課長、生涯学習課長

### ウ 説明内容

資料により、大学の概要や小中学校や高等学校と連携した教育アウトリーチプログラムについて説明

## (2) 視察の状況



沖縄科学技術大学院大学で説明を受けている様子

### 【主な質疑】

問：学生に給与が支給されているとのことであるが、支給額はどの程度か。

答：授業料や家賃など、生活費をギリギリ賄うことが可能な額となっている。これにより学生はアルバイトの必要がなくなり、研究に専念することができる。

問：外国人の学生に対し、卒業後、日本にとどまらなければならない期間を設けているのか。

答：特に設けていない。なお、日本に残留する外国人の学生は30%程度である。可能であれば日本国内に残留していただきたいが、一般的な研究者は、様々な国々を2～3年程度で渡り歩くことで知識を深め、最終的に母国へ帰国する者が多いようである。

問：子どもの頃の OIST (沖縄科学技術大学院大学) のアウトリーチがきっかけで科学の道に進み、他の大学に在籍している方との連携はどうか。

答：一例として、沖縄県出身の学生で、OIST に入るためにコロンビア大学に留学している学生がいる。

また、大学生がインターンシップを経験して OIST の博士課程への入学を希望する方も多く、昨年度は100名の定員に対して5,000名以上の応募があった。

問：学生の選考基準はどうか。

答：一次選考としては、英語を話すことができるかどうか、科学のバックグラウンドがあるかを重要視している。その後、面接・作文審査を経て、最終的に50～60名程度の学生が入学する。2022年にスバンテ・ペーボ教授がノーベル生理学・医学賞を受賞してから OIST の知名度が上がったことや、様々なイベントでプロモーション活動を行うことにより、年々応募者数が増加している。

問：SSH の生徒を対象としたプログラムの具体的な内容をお聞かせいただきたい。

答：本学の研究紹介、キャンパスや研究室を訪問するツアー、研究者による講義、高校生による探究活動のプレゼンテーション発表及び研究をより身近に体験できる活動などを通じて学習を深めるプログラムとなっており、様々なカスタマイズも可能となっている。

### 【所感・意見・感想など】

○秋山委員

OIST は沖縄において、世界最高水準の教育研究

を行うことにより、沖縄の振興と自立的発展、世界の科学技術の発展に寄与することを目的に、本県出身の尾身幸次内閣府特命担当大臣（当時）が構想を提唱し2011年に設立された。

OIST の特徴としては、学部を持たない5年一貫制の博士課程で、教育研究はすべて英語で行われる。学生の80%が外国人であり、産学連携及び起業活動を通じ沖縄及び日本経済成長の加速化に貢献している。自然科学分野の論文数に占める質の高い論文の割合において国内第1位、世界第9位となっている。その他の特徴的な取組みとしては、県内の児童生徒を中心に幅広い世代に向けて、科学への興味関心を高めるさまざまな教育普及活動を行っている。小学生向けには、サイエンストリップ、中学生には、職場体験、高校生向けには、高等学校 SSH 指定校を中心に学校訪問などを開催しており、こうした地域連携の取組みやアウトリーチ活動は本県においても大いに参考になると感じた。



沖縄科学技術大学院大学

#### ◎沖縄県立図書館（沖縄県那覇市）

沖縄県立図書館は、施設の老朽化や資料保存のための空間の不足等が問題となったことや、近年の高度情報化や社会の変化により、利用者が図書館に求める機能が多様化・専門化するなど、果たすべき役割や機能を見直す必要が生じたため、2018年12月に現在の場所に移転し、リニューアルオープンした。

リニューアル後の沖縄県立図書館は、モノレール駅と直結したアクセスのよい複合施設「カフーナ旭橋A街区」の3階から5階に所在している。各階に

特色を持たせ、設備や排架している本も異なっており、旧館と比較して、延べ面積は2倍、収蔵能力は3倍、座席数も2倍となり、ゆったりと読書や調査・研究を行うことができるようになっている。

さらに、2023年には図書館システムを刷新し、オンライン（非来館）で利用者登録ができる機能を実装したほか、自主学習やビジネスで利用可能な座席を Web から予約できる機能や、Web 書棚、蔵書探索 AI など新たなサービスや機能により、バックヤード業務の効率化や利用者の利便性向上を図っている。

ついては、沖縄県立図書館を訪問し、同館の移転・リニューアルオープンまでの取組や、新たな図書館の姿を模索する取組などについて調査を行った。

#### (1) 概要説明

##### ア 説明会場

沖縄県立図書館 6 階研修室

##### イ 説明者

沖縄県立図書館 総務班長

（県側出席者）

教育長、高校教育課長、生涯学習課長

##### ウ 説明内容

資料により、沖縄県立図書館の移転・リニューアルオープンまでの取組や、新たな図書館の姿を模索する取組について説明

#### (2) 視察の状況



沖縄県立図書館で説明を受けている様子

#### 【主な質疑】

問：建物の所有者は誰か。

答：旭橋都市再開発株式会社の所有である。管理も行っている。

問：開設時の費用はどの程度か。

答：約80億円である。

問：県立図書館と市町村立図書館の棲み分けはどうか。

答：県立図書館では郷土資料や課題解決のための専門書などを重点的に選書している。

問：電子書籍への対応はどうか。

答：専門書などがメインとなる県立図書館としては、あまり力を入れる必要はないと考えている。

問：自動化書庫はどうか。

答：エラーや故障が多く、維持費や修繕費もかなりの額が必要となっているが、省力化のメリットは計り知れない。

#### 【所感・意見・感想など】

○松本（隆）委員

沖縄県立図書館は、老朽化や資料保存のための空間不足等の課題から、2018年12月に移転オープンしました。移転場所は、旭橋都市開発に合わせて建設された、モノレール駅と直結する複合施設の3階から5階に所在しています。立地の良さから、駐車場料金が利用者にとっては割高感となっていますが、R5入館者数は約39万人と旧館時の2倍近くであり、多くの方が利用されていました。

また「すべての島んちゅに本との出会いを」をコンセプトに、広域サービスとして「空とぶ図書館」を展開、図書館の無い北部地域や離島にお住まいの方に、本に触れる機会を提供するため、移動図書館の開催に力を入れていました。

図書館に求められる機能が多様化するなか、Web予約や蔵書探索AI等により、バックヤード業務の効率化や利用者の利便性向上に向けた取組は、群馬県でも県立図書館のあり方を検討する上で、参考になるのではと感じました。



沖縄県立図書館

#### ◎沖縄県立真和志高等学校（沖縄県那覇市）

沖縄県教育委員会では、沖縄県特別支援教育推進計画の中で、共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに応じて最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備していく必要があると述べている。

このような中、令和3年4月から、インクルーシブ教育システムの構築に向け、県立真和志高等学校内に県立特別支援学校高等部分教室（ゆい教室）設置し、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ仕組みと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを保障するため調査研究（モデル事業）を行っている。

については、沖縄県教育委員会（沖縄県立真和志高等学校）を訪問し、沖縄県におけるインクルーシブ教育システム構築の取組やモデル事業の状況、ゆい教室の教育実践（交流及び共同学習）の具体的な取組や成果、課題などについて調査を行った。

#### (1) 概要説明

ア 説明会場

沖縄県立真和志高等学校 1階会議室

イ 説明者

沖縄県教育庁県立学校教育課、沖縄県立島尻特別支援学校、沖縄県立島尻特別支援学校

沖縄県立真和志高等学校

(県側出席者)

教育長、高校教育課長、特別支援教育課長

ウ 説明内容

資料等により、沖縄県立真和志高等学校における島尻特別支援学校高等部分教室（ゆい教室）設置の概要や具体的な取組などについて説明

(2) 視察の状況



沖縄県立真和志高等学校で説明を受けている様子

【主な質疑】

問：真和志高校の生徒とゆい教室の生徒の「共同学習」の授業は、どのように行っているのか。

答：座学であれば、同じ教室内で、主にプリントによる授業を行っている。ゆい教室の生徒には、ゆい教室の生徒に合わせた授業内容の教材プリントを準備することにより、同一内容による授業を行っている。

問：「交流授業」とは何か。

答：通常の授業以外の行事や清掃活動、ロングホームルームなどを、ゆい教室の生徒が真和志高校の生徒と一緒に行う活動のことである。

問：ゆい教室が設置された令和3年4月に教職員が3名配置されたとのことであるが、この3名は島尻特別支援学校の教職員が新たにゆい教室に配置されたということか。

答：お見込みのとおり。

問：真和志高校の生徒へのアンケートの中に、ネガ

ティブな意見はあったのか。また、それに対する学校から生徒へのアプローチはどうか。

答：ネガティブな意見はあったが、無記名のアンケートということもあり、個別にアプローチは行っていないが、常に集会等の場において、お互いを大切にし、仲間を大切にするよう指導を行っている。なお、そのような生徒にとって、ゆい教室のある本校のような環境で学ぶことの意義は大きいと考えている。

問：ゆい教室を希望した生徒の家族の考えはどうか。

答：中学校まで特別支援学校以外の学校に通学していたことから、引き続き普通高校に通学させたいという思いがある。

問：今後ゆい教室の定員を増やす計画や、他の学校での教室の設置計画はあるか。

答：現時点ではそこまでのニーズがないことから、そのような計画はない。

問：これまでにゆい教室の入学希望者に不合格者はいたのか。

答：いない。

問：ゆい教室の生徒は、小中学校では普通教室に通学していたのか、それとも特別支援学級に通学していたのか。

答：特別支援学級に通学していた生徒である。

問：沖縄県内における小中学校におけるインクルーシブ教育の取組はどうか。

答：小中学校では、近隣の特別支援学校との交流を行っている。

なお、高等学校においても、特別支援学校の生徒や、福祉施設の方との交流を行うといった教育活動を進めているところである。

【所感・意見・感想など】

○加賀谷委員

沖縄県教育委員会ではインクルーシブ教育システム構築に向け、県立真和志高等学校内に県立特別支援学校高等部の分教室（ゆい教室）を設置し、調査研究を実施し4年が経過。調査研究は3年としてい



たが3年が過ぎても調査課題の整理が必要なため継続実施をしている。

高等学校とゆい教室の共同学習は、私の想像以上に共同学習の授業時数が多く、歴史や理科の授業では様々な工夫がされていることが分かった。

また真和志高校自体は200人定員のところ8割の在籍、7割の生徒が配慮が必要であり、学びなおしをするセーフティーネットの役割もあると言った事が特徴である。その為、ゆい教室を設置し易かったそうだ。

高等学校内に県の福祉部が「居場所」を設置し運営を行っている点も特徴的である。生活困窮世帯の

生徒向けに軽食の提供もしているそうで、教育と福祉がより繋がりを作れるのは素晴らしいと感じ、群馬県でも参考にしたい思う。



沖縄県立真和志高等学校



## 関東甲信越 1 都 9 県議会議長会

令和 7 年 5 月 7 日(水)、宇都宮東武ホテルグランデ（栃木県）において、群馬県をはじめ、東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、埼玉県、山梨県、長野県、新潟県の 1 都 9 県の各都県議会議長による「第280 回関東甲信越 1 都 9 県議会議長会」が開催されました。

本県からは須藤和臣議長と金井康夫副議長が出席しました。

会議において、群馬県からの提案議題「養豚場を豚熱から守るための対策の強化について」のほか、各都県から提案された議題について議論が交わされました。

また、これまで本会における議論を経て、国に対して行った要望等の状況について報告されました。



金井副議長

須藤議長

## 議員に密着ゼミナール～もっと知りたい政治のハナシ～

若者の政治への関心を高める取組として、令和7年6月24日(火)に関東学園大学において、県議会議員が大学に出向いて学生と意見交換を行う「議員に密着ゼミナール～もっと知りたい政治のハナシ～」を開催しました。

同大学経済学部授業「公共政策論」内において、「仕事の内容や議員活動のやりがい」及び「若者向けの政策や地域課題」について、担当の加藤隆志教授の進行により32人の学生と2人の議員が意見交換を行いました。

それぞれのテーマについて各議員が発言した後に、学生から「議員として職責を感じる場面」、「群馬県の最低賃金」、「結婚のメリット」などについて質問が出され、議員がそれらに答えるかたちで意見交換を行いました。



丹羽あゆみ議員



中島豪議員



会場の様子

# 群馬県議会議員名簿

令和7年8月21日現在

| 氏 名     | 期 | 党（会）派     | 住 所                          | 生年月日      | 電話番号          | 郵便番号     |
|---------|---|-----------|------------------------------|-----------|---------------|----------|
| 久保田 順一郎 | 7 | 自由民主党     | 邑楽郡大泉町中央3—11—24              | 昭27.8.22  | 0276—63—8386  | 370-0516 |
| 星 野 寛   | 7 | 自由民主党     | 利根郡片品村土出759—1                | 昭30.6.23  | 0278—56—2342  | 378-0412 |
| 狩 野 浩 志 | 6 | 自由民主党     | 前橋市三俣町2—20—7                 | 昭35.8.23  | 027—232—9635  | 371-0018 |
| 橋 爪 洋 介 | 6 | 自由民主党     | 高崎市片岡町1—16—8                 | 昭42.4.28  | 027—326—8866  | 370-0862 |
| 井 田 泉   | 5 | 自由民主党     | 佐波郡玉村町上新田1480                | 昭38.3.15  | 0270—65—8577  | 370-1133 |
| 水 野 俊 雄 | 5 | 公 明 党     | 前橋市大友町3—12—33                | 昭47.3.2   | 027—226—4178  | 371-0847 |
| 後 藤 克 己 | 5 | リベラル群馬    | 高崎市八幡町800—24                 | 昭48.6.21  | 027—343—1393  | 370-0884 |
| あ べ ともよ | 5 | つ る 舞 う   | 太田市東今泉町341—1                 | 昭46.10.23 | 0276—22—1181  | 373-0021 |
| 井 下 泰 伸 | 4 | 自由民主党     | 伊勢崎市本町16—11                  | 昭38.10.23 | 0270—50—0177  | 372-0047 |
| 酒 井 宏 明 | 4 | 日 本 共 産 党 | 前橋市上新田町676—1 ルミエール105        | 昭40.10.3  | 027—254—0476  | 371-0821 |
| 金 井 康 夫 | 4 | 自由民主党     | 沼田市東倉内町771                   | 昭44.2.16  | 0278—22—2771  | 378-0043 |
| 金 子 渡   | 4 | つ る 舞 う   | 渋川市石原1498—26                 | 昭45.10.12 | 0279—25—3050  | 377-0007 |
| 安孫子 哲   | 4 | 自由民主党     | 前橋市城東町2—3—14                 | 昭46.4.24  | 027—237—0815  | 371-0016 |
| 薬 丸 潔   | 4 | 公 明 党     | 太田市浜町21—32                   | 昭53.7.16  | 0276—47—0470  | 373-0853 |
| 須 藤 和 臣 | 4 | 自由民主党     | 館林市富士見町7—16 ヒルサイドスクエア1F—EAST | 昭42.12.8  | 0276—55—4649  | 374-0027 |
| 伊 藤 清   | 3 | 自由民主党     | 安中市原市4—4—28 アヴェニュー南1F西号室     | 昭29.1.6   | 027—388—0607  | 379-0133 |
| 大 和 勲   | 3 | 自由民主党     | 伊勢崎市山王町1163—2                | 昭39.10.12 | 0270—22—4599  | 372-0831 |
| 川野辺 達也  | 3 | 自由民主党     | 邑楽郡板倉町岩田1626—1               | 昭40.9.3   | 0276—82—4670  | 374-0133 |
| 本 郷 高明  | 3 | リベラル群馬    | 前橋市東善町347—3                  | 昭46.6.28  | 027—266—1919  | 379-2132 |
| 井 田 泰 彦 | 3 | つ る 舞 う   | 桐生市新里町新川1181—4               | 昭53.2.9   | 080-4353-1428 | 376-0121 |
| 加賀谷 富士子 | 3 | リベラル群馬    | 伊勢崎市太田町564—1                 | 昭53.4.20  | 0270—22—2451  | 372-0006 |
| 松 本 基 志 | 2 | 自由民主党     | 高崎市八千代町1—17—8                | 昭34.7.24  | 027—325—1727  | 370-0861 |
| 斉 藤 優   | 2 | 自由民主党     | 伊勢崎市境291                     | 昭34.11.14 | 0270—74—0336  | 370-0124 |
| 大 林 裕 子 | 2 | 自由民主党     | 北群馬郡吉岡町小倉甲91                 | 昭35.2.18  | 0279—54—3745  | 370-3607 |
| 森 昌 彦   | 2 | 自由民主党     | 邑楽郡大泉町坂田4—22—1               | 昭36.4.26  | 0276—63—2332  | 370-0532 |
| 入内島 道隆  | 2 | 自由民主党     | 吾妻郡中之条町四万3838                | 昭38.2.6   | 0279—64—2001  | 377-0601 |
| 矢 野 英 司 | 2 | 自由民主党     | 富岡市富岡736—4                   | 昭42.10.28 | 0274—64—9081  | 370-2316 |
| 高 井 俊一郎 | 2 | 自由民主党     | 高崎市山名町1510—1                 | 昭50.11.5  | 027—346—1736  | 370-1213 |
| 相 沢 崇 文 | 2 | （無 所 属）   | 桐生市相生町2—334—2                | 昭51.2.25  | 0277—32—3494  | 376-0011 |
| 金 沢 充 隆 | 2 | つ る 舞 う   | 藤岡市藤岡619—13 つるやビル2階          | 昭52.7.10  | 0274—50—8537  | 375-0024 |
| 亀 山 貴 史 | 2 | 自由民主党     | 桐生市菱町4—2251                  | 昭52.7.19  | 0277—44—3230  | 376-0001 |
| 秋 山 健太郎 | 2 | 自由民主党     | 太田市西本町6—6                    | 昭52.10.11 | 0276—22—3195  | 373-0033 |
| 牛 木 義   | 2 | 自由民主党     | 甘楽郡甘楽町小幡139—4                | 昭61.8.5   | 0274—64—9352  | 370-2202 |
| 追 川 徳 信 | 2 | 自由民主党     | 高崎市倉渕町三ノ倉1746—1              | 昭34.5.29  | 027—378—2463  | 370-3402 |
| 鈴 木 敦 子 | 2 | リベラル群馬    | 高崎市倉賀野町2025—1                | 昭56.2.15  | 027—335—6485  | 370-1201 |
| 粟 野 好 映 | 1 | つ る 舞 う   | 安中市築瀬468—10                  | 昭33.5.11  | 027—385—1120  | 379-0134 |
| 須 永 聡   | 1 | 自由民主党     | 伊勢崎市西久保町1—28—1               | 昭43.4.7   | 0270—61—5810  | 379-2204 |
| 鈴 木 数 成 | 1 | 自由民主党     | 前橋市総社町2—11—23                | 昭44.4.30  | 027—888—6186  | 371-0853 |
| 宮 崎 岳 志 | 1 | 群馬維新の会    | 前橋市朝日町4—18—21                | 昭45.2.14  | 027—212—6588  | 371-0014 |
| 丹 羽 あゆみ | 1 | 自由民主党     | みどり市大間々町大間々460—3             | 昭49.3.4   | 0277—47—7231  | 376-0101 |
| 松 本 隆 志 | 1 | 自由民主党     | 館林市羽附町671—2                  | 昭49.5.31  | 0276—75—5611  | 374-0011 |
| 今 井 俊 哉 | 1 | 自由民主党     | 太田市藪塚町386                    | 昭49.7.16  | 090-8119-2860 | 379-2301 |
| 大 沢 綾 子 | 1 | 日 本 共 産 党 | 高崎市内並榎町195—2                 | 昭49.10.19 | 027—361—4511  | 370-0801 |
| 水 野 喜 徳 | 1 | 自由民主党     | 吾妻郡東吾妻町原町409—1               | 昭52.5.30  | 0279—25—7762  | 377-0801 |
| 清 水 大 樹 | 1 | 公 明 党     | 高崎市間屋町1—4—1 センチュリー高崎間屋町1113  | 昭55.11.7  | 027—370—5650  | 370-0006 |
| 中 島 豪   | 1 | 自由民主党     | 高崎市浜川町2266                   | 平2.9.17   | 027—395—0818  | 370-0081 |

注1 定数50人（現員46人）の各党（会）派別内訳集計（在職年数・年齢順）

2 自由民主党30人、つる舞う5人、リベラル群馬4人、公明党3人、日本共産党2人、群馬維新の会1人、（無所属1人）

群馬県議会時報 第76巻 令和7年第2回定例会

---

令和7年9月18日発行

発行 群馬県議会事務局

前橋市大手町1丁目1-1

TEL 027 (223) 1111

編集 群馬県議会事務局政策広報課

印刷 朝日印刷工業株式会社